森林と金融

「森林と金融」方針評価方法論

2023 年版

目次

はじめに **2**

1 「森林と金融」方針評価方法論の概要 **2**

1.1 目的 2
1.2 評価基準 2
1.3 採点モデル 5
1.4 重み係数と得点の標準化 5
1.4.1 投融資の重み係数 5
1.4.2 得点の標準化 6
1.5 産品別得点と総合得点 6

2 評価基準の背景 **6**

2.1 「環境」の基準 6
2.2 「社会」の基準 16
2.3 「ガバナンス」の基準 25
2.3.1 金融機関のガバナンス 25
2.3.2 投融資先企業のガバナンス 31

3 評価フォームの使い方 **38**

4 「森林と金融」方針評価方法論の使用に関する一般的ガイダンス **38**

4.1 直接・間接の供給業者への適用 38
4.2 方針の文言 39
4.3 投融資の種類 39
4.3.1 融資方針と投資方針の一般的な区別 39
4.3.2 適用方針がプロジェクトファイナンスに限定された融資方針 40
4.3.3 新規顧客と既存顧客の区別 40
4.4 金融機関の内部運営 40

5 国際基準 41

5.1 考慮される国際基準 41
5.2 必要な文言 41
5.3 各国際基準にどの評価基準が盛り込まれているのか 42

6 評価基準別ガイダンス **42**

7 簡易チェックリスト **58**

参考文献 **60**

はじめに

本書では、熱帯地域（東南アジア、中央アフリカ、南アメリカ）の森林破壊リスク産品セクターへの投融資に関与する金融機関の投融資に関する方針を「森林と金融連盟」（FFC）が評価する際に用いる「森林と金融」方針評価方法論について説明する。この 2023 年版「森林と金融」方針評価方法論は、FFC が 2018 年に東南アジアの森林破壊リスク産品セクターに投融資を行っている主要 35 金融機関を評価する際に使用した方法論[1]、および、2021 年と 2022 年に 200 社の銀行と投資機関を評価する際に使用した 2021 年版方法論の更新版である。

1 「森林と金融」方針評価方法論の概要

1.1 目的

「森林と金融」方針評価方法論の目的は、熱帯地域（東南アジア、中央アフリカ、南アメリカ）の森林破壊リスク産品セクターへの投融資に関与する金融機関の投融資に関する方針の質と強固性を評価することにある。森林破壊やそれに付随する環境、社会、ガバナンスの問題に関与や助長することを避けるため、金融機関は、国際的な合意やベストプラクティスに基づいた明確な投融資基準を設定した厳格な方針を策定し、実施する必要がある。

「森林と金融」方針評価方法論の目的は、熱帯地域の森林破壊リスク産品セクターへの投融資に関与している銀行や投資家が前記のような方針を定めているかどうかを評価することにある。評価得点は「森林と金融」のウェブサイトで公開され、毎年更新される。これにより、金融機関は他の金融機関との比較が可能となり、また NGO、メディア、規制当局、その他の利害関係者は、森林破壊リスクや関連する環境・社会・ガバナンス（ESG）問題に対する金融機関別対処状況を確認することができる。

この方法論は、金融機関の方針の内容に焦点を合わせている。評価対象の金融機関が日常業務で森林破壊リスク産品セクターに関連するあらゆる投融資の決定に対して方針を厳格かつ一貫して適用しているかどうかを、体系的かつ包括的に評価することを目的としたものではない。 FFC は、両者が表裏一体であり共に重要であることを認識している。強固な方針がなければ金融機関は森林破壊や関連する ESG リスクに体系的に対処することができないが、その一方で強固な方針といえども厳格に実施されなければ何の役にも立たない。金融機関による方針の実践状況を評価するため、FFC は金融機関の投融資慣行を個別に扱うエクスポージャー報告書を定期的に発行していく。これらの報告書は「森林と金融」方針評価方法論を用いた方針評価を補完するものとなる。

1.2 評価基準

「森林と金融」方針評価方法論に用いられている評価基準は、主に国際労働機関（ILO）や国連環境計画（UNEP）などの国連関連機関に由来する国際的な協定や条約、および世界の実業界や金融セクターの森林破壊リスク産品に関するベストプラクティスに基づく。これは、フェア・ファイナンス・インターナショナルが発表しているフェア・ファイナンス・ガイド(FFG)方法論[2]の考え方を踏襲している。この「森林と金融」方針評価方法論では、背景や理由など、FFG 方法論の項目から選択抜粋した項目にその他の項目をいくつか加えて使用している。

「森林と金融」方針評価方法論は、特に森林破壊リスク産品セクターに焦点を当てている点が FFG 方法論と異なり、従って基準のグループ分けと採点モデルも FFG 方法論とは異なったものとなっている。採点モデルについては第 1 章 3 項で論じる。

森林と金融連盟(FFC)は全 38 項目の基準を選定し、その基準を、金融セクターで広く使われている用語を基にグループ分けした。金融セクターでは、持続可能性の問題は「環境・社会・ガバナンスリスク（ESG リスク）」と称されることが多いため、「森林と金融」方針評価方法論でも、関連する基準を「環境」基準（第 2 章 2 項）、「社会」基準（第 2 章 3 項）、「ガバナンス」基準（第 2 章 4 項）の 3 つのカテゴリーに分けている。

表 1 は「森林と金融」方針評価方法論で選択した基準を 3 つのカテゴリー別にまとめたものである。基準の詳細については後述の第 2 章を参照されたい。

表 1：カテゴリー別「森林と金融」方針評価基準

番号	カテゴリー	基準
1	環境	企業とその供給業社は、「森林破壊禁止」および「天然林や生態系の転換禁止」を誓約しなければならない
2		企業とその供給業社は、湿地や泥炭地を排水したり、劣化させたりしてはならない
3		企業とその供給業社は、高炭素貯留（HCS）林地域を転換したり、劣化させたりしてはならない
4		企業とその供給業社は、保護地域で事業を行ってはならず、負の影響を与えてもならない
5		企業とその供給業社は、自社の管理下にある保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護しなければならない
6		企業とその供給業社は、開墾に火を使用してはならず、また消火しなければならない
7		企業とその供給業社は、地下水位や水質への影響を最小限に抑えなければならない
8		企業とその供給業社は、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない
9		企業とその供給業社は、遺伝子組み換え種や侵略的外来種を使用したり、環境に持ち込んだりしてはならない
10		企業とその供給業社は、農薬の使用を最小限にするか、または排除しなければならない。
11		企業とその供給業社は、工場などの操業によって引き起こされる汚染を最小限に抑えなければならない
12		企業とその供給業社は、温室効果ガス排出を削減する目標と信頼性のある移行計画を開示しなければならない
13	社会	企業とその供給業社は、計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合には、先住民族の FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意）を与える、または与えない権利を尊重しなければならない
14		企業とその供給業社は、慣習地の権利を持つコミュニティが計画された事業による影響を受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重しなければならない
15		企業とその供給業社は、人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムを確立しなければならない
16		企業とその供給業社は、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティのより広範な社会的、経済的および文化的権利（健康への権利や適切な生活水準への権利を含む）を尊重しなければならない

番号	カテゴリー	基準
17		企業とその供給業社は、オープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない
18		企業とその供給業社は、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランス(不容認)を維持しなければならない
19		企業とその供給業社は、強制労働や児童労働に関与してはならない
20		企業とその供給業社は、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守らなければならない
21		企業とその供給業社は、少なくとも生活賃金を支払わなければならない
22		企業とその供給業社は、労働者の安全と健康を守らなければならない
23		企業とその供給業社は、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別や暴力に対してジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備しなければならない
24	（金融機関の）ガバナンス	金融機関のガバナンス構造に持続可能な目標が組み込まれている
25		金融機関の ESG リスクに関する方針の実施に係る行動に透明性がある
26		金融機関は ESG 方針を取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用している
27		金融機関の森林破壊リスクセクターへの投融資に透明性がある
28		金融機関は、融資した AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）に関連する温室効果ガス排出量を開示している
29		金融機関は、そのポートフォリオ全体にわたり、AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）からの温室効果ガス排出を削減するための目標および信頼性のある移行計画を開示している
30		金融機関と森林破壊リスクセクター企業とのエンゲージメント・取引に透明性がある
31		金融機関は、森林破壊リスクセクター企業への投融資に関する透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを整備している
32	（企業の）ガバナンス	企業とその供給業社は、自社の事業と供給産品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規を遵守していることを証明するものを提出しなければならない
33		企業とその供給業社は、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティ（原材料の追跡可能性）を確保しなければならない
34		企業とその供給業社は、自社の管理下にある全ての事業管理地や農場の地理的位置を示した地図を公表しなければならない
35		企業は、全ての事業に関して社会・環境影響評価を公表しなければならない
36		企業とその供給業社は、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与してはならない
37		企業とその供給業社は、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守しなければならず、また、租税回避のみを目的として国際的な企業構造を構築してはならない
38		企業とその供給業社は、自社の企業グループ構造と国別データを公表しなければならない

1.3 採点モデル

表 1 に記載された基準に照らして金融機関を評価するために、各金融機関の方針文書と持続可能性報告書（サステナビリティ・レポート）などの関連発行物を調査し、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の各項目について 0 ～4 点の点数で評価した。「森林と金融」方針評価方法論の ESG 項目の採点モデルの概要を表 2 に示す。

表 2：「森林と金融」方針評価方法論の採点モデルの概要

得点	評価
0	金融機関は基準に関して何も誓約していない
3	金融機関は、基準に関して一般的な誓約を発表しているが、その誓約は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	金融機関は、基準に関して一般的な誓約を発表し、企業に対する要求事項を策定しているが、基準項目に含まれる全ての要素を網羅していない、またはその他の例外事項を含んでいる
7	金融機関は、基準に関して明確に誓約し、必要な全ての要求事項を策定しているが、その基準を取引先・投資先にのみ適用しており、供給業社には適用していない
10	金融機関は、基準に関して明確に誓約し、必要な全ての要求事項を策定しており、かつその基準を取引先・投資先および供給業社に適用している

注：供給業者とは、取引先・投資先が取引や加工目的で原料を調達する企業や小規模農家を指す。

上記表 2 は採点モデルの概要を示している。各 ESG 基準のより具体的な採点ガイドラインについては第 2 章に明記する。全ての基準を評価し終えた後に、各金融機関の得点を合算する。

1.4 重み係数と得点の標準化

1.4.1 投融資の重み係数

投融資形態は金融機関によって異なり、場合によっては適用される方針が異なることもありえる。そこで、金融機関の森林破壊リスク方針は、その金融機関が森林破壊リスク産品セクターで展開しているあらゆる種類の投融資活動を対象としていることが重要になる。**資金提供**には、あらゆる形態の信用供与、コーポレート・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易金融、引受が含まれる。**投資**には、自己勘定の資産運用と顧客企業勘定の資産運用が含まれる。

金融機関の方針の対象範囲は、表 1 に記載されている全ての個別基準の採点に影響を与えるが、これについては重み係数を用いて対処する。すなわち、金融機関のある特定の基準の得点に「森林と金融」の データベースに入っている当該金融機関の融資・引受と投資の比率による重み係数を乗ずる。例えば、ある金融機関について「森林と金融」のデータベースに掲載されている投融資全体のうち、60%が融資・信用供与で構成されており、その金融機関の方針の一つが貸付のみを対象としている場合 、重み係数 60%が当該方針に適用される。もし当該金融機関が投資に関して別の方針を有する場合、当該方針には重み係数 40%が適用される。ある特定の基準が両方針の対象となっている場合、当該基準に対する両方針の得点は、まずそれぞれの重み係数を乗じた後の和とする。

1.4.2 得点の標準化

各基準ごとの得点を合算したものが産品別の合計得点となる。これらに金融サービスの重み係数を掛け合わせたものが銀行、もしくは投資家全体の合計得点となる。しかし、特定の金融機関には該当しないと判断される項目もあり、項目の数は金融機関によって必ずしも同じとは限らないため、合計得点を金融機関同士で直接比較することはできない。こうした事情から、金融機関の得点を、その金融機関が(それぞれの該当基準の最大値を 10 点とし)達成し得る最高得点で除し、次に 10 を乗じることで各金融機関の得点を 0～10 点に標準化する。

1.5 産品別得点と総合得点

銀行や投資家が、1 つまたは 2 つの森林破壊リスク産品については（適切な）方針を定めているが、それ以外の森林破壊リスク産品については方針を定めていないという場合もあるだろう。その一方で、森林破壊リスク産品全てに適用される方針を定めている金融機関もあるだろう。この対象範囲の違いに対応するため、「森林と金融」のデータベースに入っている以下の主要森林破壊リスク産品を対象とする方針について個別に各銀行と投資家の採点を行う。

- 牛肉
- パーム油
- 紙パルプ
- ゴム
- 大豆
- 木材

各金融機関の評価は、「森林と金融」の データベースに投融資の記載がある産品についてのみ行う。このようにして、最大 6 つの産品の 0 から 10 までの得点、そして銀行や投資家に関連する産品得点を組み合わせた総合得点（同スケール）を算出する。

銀行や投資家の方針が森林破壊リスク産品全てを対象として一本化されている場合、産品得点の合計と総合得点は同じになる。

金融機関が森林破壊リスク産品別に方針を定めている場合、方針は個別に評価する。この場合、評価の数は（最大 6 の）産品得点の数となる。これらの産品得点に金融機関の投融資額の合計に各産品事業が占める割合を算出し、荷重計算の上、合計した数字を総合得点とする。この内訳は、「森林と金融」の金融データベースから取得する。

2 評価基準の背景

2.1 「環境」の基準

環境問題に対する金融機関の対応状況を評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の 12 項目である。

1. **企業とその供給業社は、「森林破壊禁止」および「天然林や生態系の転換禁止」を誓約しなければならない**

   金融機関は、天然林などの自然の生態系を劣化させる活動や、転換する活動を行わないことを投融資先企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社や直接・間接の供給業社にも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないべきである。

これは、保護地域の生物多様性を保存するシステムや、その他の方法での生態系の保護を確保するシステムを構築することを各加盟国に求めている国連の生物の多様性に関する条約（生物多様性条約・CBD）（1992 年）に沿ったものである。世界中のほぼ全ての国がこの条約に署名している。[3]また、国連生物多様性条約は、全ての署名国に海洋域の生物多様性の保護・保存を義務づけている海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約・UNCLOS）（1982 年）[4]、および湿地の保護と適切な管理を義務づけているラムサール条約[5]で補完されている。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ、目標 15：陸の豊かさを守ろうでは、「陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」ことを求めている。[6]国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 6：生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理では、生物多様性の価値が高い地域では、自然生息地や絶滅危惧種や固有種への影響を含め、負の影響を避けるために企業がどのように事業を展開しなければならないかが定められている。[7]

この点で（セクター別の）基準日（カットオフ日）は重要である。「この日を境に特定の生産地における森林破壊または森林転換が、森林減少禁止または転換禁止の誓約に対する違反行為となる」からである。すなわち、企業には自ら森林の破壊や転換に関与しないことが求められるだけでなく、基準日以降に（他者によって）森林の破壊や転換が行われた地域で活動を行わないことが求められている。金融機関は、その方針の中で、信頼性のある基準日を規定するか、基準日を全く規定しないようにすべきである。 （森林破壊禁止の場合）既存のセクター別の基準日と一致し、それが 2020 年より前であり、（転換禁止の場合）可能な限り早期で、誓約した日よりも前の日付であれば、基準日の信頼性は高いということになる。[8]

欧州議会は 2023 年 4 月、欧州連合（EU）起因の森林減少・劣化を最小限に抑えるために「森林破壊フリー製品に関する規則」（EUDR：通称「森林破壊防止法」）案を承認した。[9]関係する全ての企業は、パーム油、畜牛、大豆、コーヒー、カカオ、木材、ゴムおよび派生製品（牛肉、家具、チョコレートなど）を欧州市場で輸入、販売、輸出する場合、厳格なデューデリジェンスを実施しなければならなくなる。[10]欧州理事会で正式に採択された後、その 18 ヶ月以内に貿易業者や事業者は同規則を実施する必要がある。

表 3：基準 1 の採点表

得点	評価
0	自然生態系の保護に関する方針を定めていない。
3	自然生態系の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その誓約は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業に対し自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを義務付けているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な劣化などを除外している）、または信頼性に欠けた基準日を設定している。
7	企業に対し、（信頼性のある基準日以降）自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを明確に義務づけている、または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、（信頼性のある基準日以降）自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを明確に義務づけている。

2. 企業とその供給業社は、湿地や泥炭地を排水したり、劣化させたりしてはならない

泥炭地の排水や火入れが頻繁に行われるのは、パーム油やパルプ用木材繊維の生産用の農園・植林地のスペースを確保するためである場合が多く、泥炭火災は何年にもわたってくすぶり続けることもある。それにより大量の二酸化炭素が持続的に放出されるが、これはあらゆる火災の中で最大の二酸化炭素排出である。泥炭火災によるヘイズ（煙害）は、地元や地域の住民に深刻な長期的健康被害をもたらす原因にもなっている。[11] 湿地の保護と適切な管理はラムサール条約が基準となっている。[12]

金融機関は、湿地や泥炭地を排水したり、劣化させたりしないことを投融資先企業に義務付けるべきである。企業が、泥炭地に設立された既存の農園・植林地、または湿地に影響を及ぼしている既存の農園・植林地を運営したり、そこから調達を行っている場合、企業は水位回復による再湿地化を保証するべきである。

これらの要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用され、信頼性のある基準日を記載するべきである。また、小規模農家やその他調達先の第三者供給業社と協力し、彼らもこの要件を満たすための知識と手段を備えていることを確認するよう、企業に求めるべきである。

高炭素貯留アプローチ[13]および「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE) 方針[14]では、農業開発のための泥炭地の転換は認められないとされている。

表 4：基準 2 の採点表

得点	評価
0	湿地と泥炭地の保護に関する方針を定めていない。
3	湿地と泥炭地の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その誓約は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	湿地の保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な劣化などを除外している）、または信頼性に欠けた基準日を設定している、あるいは湿地や泥炭地について明確に言及していない。
7	企業に対し、(信頼性のある基準日以降)その深さを問わず、あらゆる湿地と泥炭地を保護することを明確に義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、(信頼性のある基準日以降)その深さを問わず、あらゆる湿地と泥炭地を保護することを明確に義務づける方針を定めている。

3. 企業とその供給業社は、高炭素貯留(HCS)林地域を転換したり、劣化させたりしてはならない

金融機関は、高炭素貯留（HCS）林地域の転換や劣化を行わないことを融資・引受資先や投資先の企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社や直接・間接の供給業社にも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないべきである。また、小規模農家やその他調達先の第三者供給業社と協力し、彼らもこの要件を満たすための知識と手段を備えていることを確認するよう、企業に求めるべきである。

高炭素貯留アプローチ[15]および「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)方針[16]では、農業開発のための高炭素貯留（HCS）林地域の転換は認められないとされている。

HCS アプローチが利用されている国では、金融機関は企業とその供給業社に HCS アセスメントの実施を義務付けるべきである。HCS アプローチの国別解釈文書がない国（ブラジルを含む）でのみ事業を展開している金融機関の場合にはこの基準項目の評価は行わない。

表 5：基準 3 の採点表

得点	評価
0	高炭素貯留（HCS）林地域の保護に関する方針を定めていない。
3	高炭素貯留（HCS）林地域の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	高炭素貯留（HCS）林地域の保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な劣化などを除外している）、または信頼性に欠けた基準日を設定している、あるいは基準日を全く設定していない。
7	HCS の国別解釈文書がある国では、（信頼性のある基準日以降）全ての高炭素貯留（HCS）林地域を保護するために、高炭素貯留アプローチの適用を明確に義務付ける方針を定めている。
10	HCS の国別解釈文書がある国では、（信頼性のある基準日以降）全ての高炭素貯留（HCS）林地域を保護するために、高炭素貯留アプローチの適用を企業とその直接・間接の供給業社に明確に義務付ける方針を定めている。

4. 企業とその供給業社は、保護地域で事業を行ってはならず、負の影響を与えてもならない

金融機関は、国の保護地域、ユネスコ世界遺産、ラムサール条約の対象もしくは、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリーI～VI に該当する保護地域で事業展開しないことを投融資先企業に義務付けるべきである。企業には、前記保護地域に負の影響を与えないことも義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社や直接・間接の供給業社にも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないべきである。

この要件は、1972 年のユネスコ世界遺産条約[17]、ラムサール条約[18]、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリー[19]に基づいたものである。世界保護地域データベース（WDPA）は、海洋および陸域の保護地域に関する最も包括的な世界的データベースである。[20]

国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理では、保護地域に対する負の影響を避けるために企業はどのように事業展開しなければならないかが定められている。[21]

表 6：基準 4 の採点表

得点	評価
0	保護地域の保護に関する方針を定めていない。
3	保護地域の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	保護地域の保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な影響などを除外している）、または全ての種類の保護地域を対象に含んでいない。
7	あらゆる保護地域の保護を明確に義務づける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、あらゆる保護地域の保護を明確に義務づける方針を定めている。

5. 企業とその供給業社は、自社の管理下にある保護価値の高い(HCV)地域を特定し、保護しなければならない

金融機関は、投融資先企業に対し、自社の管理下にある保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護することを義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社や直接・間接の供給業社にも適用する必要がある。信頼性のある基準日を記載するか、基準日を全く記載しないべきである。HCV 地域についての詳細情報は hcvnetwork.org を参照のこと。[22]

これは、保護地域の生物多様性を保存するシステムや、その他の方法での生態系の保護を確保するシステムを構築することを各加盟国に求めている国連の生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約・CBD) (1992 年)に沿ったものである。世界中のほぼ全ての国がこの条約に署名している。[23]また、国連生物多様性条約は、全ての署名国に海洋域の生物多様性の保護・保存を義務づけている海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約・UNCLOS）（1982 年）[24]、および湿地の保護と適切な管理を義務づけているラムサール条約[25]で補完されている。

国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理では、自社の管理下にある保護価値の高い（HCV）地域を特定し保護するために企業はどのように事業展開しなければならないかが定められている。[26]

表 7：基準 5 の採点表

得点	評価
0	保護価値の高い（HCV）地域の特定と保護に関する方針を定めていない。
3	保護価値の高い（HCV）地域の特定と保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	保護価値の高い（HCV）地域の特定と保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な影響や特定の地域を除外している）。
7	保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社が保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護する必要があることを明記した方針を定めている。

6. 企業とその供給業社は、開墾に火を使用してはならず、また消火しなければならない

森林破壊活動によって大規模な山火事が起きることがある。こうした火災が原因の大気汚染による喘息、気管支炎、肺炎などの呼吸器系疾患を始め、火災の結果として目や皮膚の疾患といった問題が生じる恐れがある。森林火災は、大規模なパルプ産業やアブラヤシ農園の拡大を目的とした森林破壊が原因で生じる場合がほとんどである。[27]

金融機関は、投融資先企業が土地を転換するために火を使用しないこと、および、事業に起因する土地転換目的の火の使用やサプライチェーンにおける土地転換目的の火の使用を禁止することを義務付けるべきである。また、企業は泥炭地での植林や、水不足地域での大規模なユーカリ植林など、火災が発生しやすい植林を行うべきではない。この要件は、企業の下請け業者、子会社、小規模農家、その他調達先の直接・間接の供給業社にも適用する必要がある。

先住民族や地域コミュニティによる伝統的な火の扱いについては例外としてもよい。また、火災が生態系の自然なダイナミクスの一部であり、生態系を維持するために火の使用が不可欠であるという科学的なコンセンサス（意見の一致）がある場合も例外とすることができる。

企業は、出火に責任がない場合も含め、事業管理地やその周辺、あるいは農場のあらゆる火災に対処する消火計画を整備するべきである。

表 8：基準 6 の採点表

得点	評価
0	開墾に火を使用することに関する方針を定めていない。
3	土地の開墾のための火の使用を避けるという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	開墾のための火の利用に関する方針を定めているが、その方針は合理的に許容される範囲を超えた例外を設けている（例えば小規模火災などを除外している）、または火災が発生した場合の消火義務について言及していない。
7	開墾に火を使用することを全面的に禁止し、火災の発生しやすい地域で植林地を造成しないことを義務付け、消火義務要件を含む方針を定めている。または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。ただし、合理的な例外は認められる。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、開墾に火を使用することを全面的に禁止し、火災の発生しやすい地域で植林地を造成しないことを義務付け、消火義務要件を含む方針を定めている。または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。ただし、合理的な例外は認められる。

7. 企業とその供給業社は、地下水位や水質への影響を最小限に抑えなければならない

既存の気候変動シナリオが現実のものとなれば、2030 年までには世界の人口の半分近くが水ストレスの高い地域に住むことになる。また、一部の乾燥地や半乾燥地では水不足により、2,400 万人から 7 億人が移住を余儀なくされることになる。[28]例えば、ブラジル、パラグアイ、ボリビアの 3 カ国にまたがる世界最大の熱帯性湿原パンタナールは枯れ始めているとの報告もある。大豆農場や牧畜場の影響で変質している面積は、過去 15 年間で約 225 万ヘクタールに上る。[29]

金融機関は、灌漑システム、排水、農薬、肥料、浸食、その他の要因による地下水位や水質への影響を最小限に抑えることを投融資先企業に義務付けるべきである。事業を開始または拡大する企業には、水不足地域では水不足の影響評価を実施し、必要に応じてコミュニティや生態系が必要とする水に対処するために包括的緩和措置を講じることが求められる。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用されるべきである。

水の持続可能性に関する方針と実践の企画、実施、開示において企業を支援することを目的とした官民協働の取り組みである国連グローバル・コンパクトの CEO ウォーター・マンデートが設立されるなど、最近になって実業界でも水不足問題の緊急性に対する認識が高まっている。[30]CEO ウォーター・マンデートは国連環境計画（UNEP）と共同で企業の水会計に関するガイダンスを発表している。[31]

表 9：基準 7 の採点表

得点	評価
0	水不足や水質に関する方針を定めていない。
3	水位と水質の両方またはいずれか一方を保全するという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。

5	水不足や水質に関する方針を定めている。
7	企業が地下水位や水質への影響を最小限に抑えるための具体的な措置を講じなければならないことを明確にしている。
10	企業とその直接・間接の供給業社が地下水位や水質への影響を最小限に抑えるための具体的な措置を講じなければならないことを明確にしている。

8. 企業とその供給業社は、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない

金融機関は、絶滅の危機に瀕している動植物種への負の影響を防止することを投融資先企業に義務付けるべきである。企業は、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

IUCN 絶滅危惧種レッドリストは、絶滅の危機に瀕していると考えられる動植物種が掲載されている代表的目録である。[32]絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約・CITES）は、絶滅の危機に瀕したあらゆる種の国際取引に対して厳しい条件を定めている。[33]

国際取引を制限するだけでなく、絶滅危惧種の生息地を保護することも重要である。これは、移動性野生動物種の保全に関する条約（1979 年）[34]や、特定の種の生息地に焦点を絞ったその他の世界的・地域的条約によって合意されている。国連生物多様性条約（CBD、1992 年）は、各国に「生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること」および「劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること」を求めている。[35]

国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理は、企業が絶滅危惧種の生息地をどのように保護し、絶滅危惧種の採取や取引を避けなければならないかを定めている。[36]

表 10：基準 8 の採点表

得点	評価
0	絶滅危惧種の保護に関する方針を定めていない。
3	絶滅危惧種の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	絶滅危惧種の保護に関する方針を定めているが、その方針は取引または生息地保護のどちらか一方のみを対象としている、または例外を設けている（例えば軽微な影響などを除外している）。
7	絶滅危惧種およびその生息地を保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業およびその直接・間接の供給業社が絶滅危惧種およびその生息地を保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。

9. 企業とその供給業社は、遺伝子組み換え種や侵略的外来種を使用したり、環境に持ち込んだりしてはならない

金融機関は、(動植物の）遺伝子組み換え種や環侵略的外来種の使用や環境への持ち込みを防ぐことを投融資先企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

遺伝子組み換え種の持ち込みを防ぐことは、海外から遺伝物質を入手しようとする企業は、輸出国から事前に許可を得るとともに、その物質の使用について明確な合意をしなければならないとする国連生物の多様性に関する条約（生物多様性条約・CBD）（1992 年）に沿ったものである。世界中のほぼ全ての国がこの条約に署名している。[37]国連生物多様性条約は、生物多様性と人間の健康に悪影響を及ぼし、国境を越えたリスクを伴う可能性のある遺伝子組み換え作物（GMO）の安全な取り扱い、輸送、使用のための枠組みをまとめた生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書で補完されている。[38]

侵略的外来種の持ち込みを防ぐことは国連生物多様性条約（CBD）（1992 年）や国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード 6:生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理にも盛り込まれている。[39]

表 11：基準 9 の採点表

得点	評価
0	遺伝子組み換え種や侵略的外来種に関する方針を定めていない。
3	遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みを避けるという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みに関する方針を定めているが、その方針は遺伝子組み換え種または侵略的外来種のどちらか一方のみを対象としている、あるいは例外を設けている（例えば軽微な影響などを除外している）。
7	遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みや使用を認めないことを明記した方針を定めているか、またはこの禁止事項が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社による遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みや使用を認めないことを明記した方針を定めている。

10. 企業とその供給業社は、農薬の使用を最小限にするか、または排除しなければならない

農薬を広範囲に使用すると、農業排水による水源や生態系の汚染、農薬耐性の出現、農業従事者の健康被害の可能性など、一連の環境被害や健康被害が生じる。 広スペクトル農薬が益虫や受粉媒介種に与える影響は特に重要な問題である。農薬の使用は、生物多様性の喪失、生息地の変化やヘギダニといったことだけではなく、ミツバチにとって深刻な脅威となる。ここ数年でミツバチのコロニー数は最大 3 分の 1 減少しており、これ以上減少すると受粉不足となり農作物の収穫に大きく影響しかねない。世界の食料生産の 3 分の 1 を占める約 90 品目の農産物が動物の受粉に依存している。ミツバチは主要な送粉者であり、受粉の大部分を担っている。[40]殺虫剤の中には女王蜂の個体数を減少させるものや、蜂の帰巣能力に悪影響を与えるものがあることが研究により明らかになっている。[41]

農薬の散布、処理、廃棄に関する基準を定めた国連食糧農業機関（FAO）の農薬の流通及び使用に関する国際行動規範をはじめとする各種国際基準によって農薬の使用は制限されている。[42] その他の関連性のある基準としては、農薬によく使われる残留性有機汚染物質（POPs）の禁止を重点的に扱っている残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (2001 年)[43]、自国で禁止されている特定の農薬その他の有害化学物質を他の（開発途上）国に輸出してはならないと定めている国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約(PIC 条約)（1998 年）がある。[44] 世界保健機関（WHO）は、農薬がもたらす健康被害に基づいた権威ある農薬分類である WHO が推奨する農薬のハザード別分類を公表している。[45]

金融機関は、特に毒性が極めて高く生物蓄積性のある農薬の使用を最小限に抑えるか、排除することを投融資先企業に義務付けるべきである。対象の農薬は、WHO クラス 1a および 1b の農薬、ならびにパラコート、カルボフラン、カルボスルファン、フェンチオン製剤、トリクロルホンなど、ロッテルダム条約の附属書 III に記載されている農薬や記載が提案されている農薬である。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 3：資源効率性及び汚染防止でも農薬の使用を避けるか、または最小限に抑えることが推奨されている。[46]

表 12：基準 10 の採点表

得点	評価
0	農薬の使用に関する方針を定めていない。
3	農薬の使用を最低限にするという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	農薬の使用に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば特定の農薬などを除外している）、または可能な限り農薬使用を排除することを目指していない。
7	農薬の使用を最小限にし、可能な場合は排除する必要があることを明記した方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社が農薬の使用を最小限にし、可能な場合は排除する必要があることを明記した方針を定めている。

11. 企業とその供給業社は、工場などの操業によって引き起こされる汚染を最小限に抑えなければならない

森林破壊リスク産品を加工する工場や製造所は、しばしばその周辺の大気、水、土壌を著しく汚染している。この汚染は、野生生物や生物多様性だけでなく、地域コミュニティの健康や福利にも影響を及ぼす。企業は、二次排水処理などの最新技術を適用し、汚染排出を可能な限り回避・最小化するよう努めるべきである。水生生物に致死的または慢性的な毒性をもたらす恐れがある大気や水域への排出は避けるべきである。パルプ工場は元素状塩素漂白を使用すべきではない。

これは、2017 年に国連環境総会で採択された、生物多様性を主要セクターに主流化することによる汚染緩和に関する決議に沿ったものである。決議には次が記されている。「この決議は、農業、漁業・養殖業、観光業、鉱業・エネルギー、インフラストラクチャー、製造業など、さまざまなセクターにおいて生物多様性の保全と持続可能な利用を統合する取り組みを強化することを目的としている。また、これらのセクターからの汚染を防止・削減する必要性も指摘している。[47]

表 13：基準 11 の採点表

得点	評価
0	汚染に関する方針を定めていない。
3	汚染を最低限にするという一般的な誓約を発表しているが、その誓約は何を企業に求めているのかをあまり具体的に示していない。
5	汚染の最小化に関する方針を定めているが、その方針は全ての種類の汚染（大気・土壌・水質）について言及していない、あるいは例外を設けている（例えば特定の汚染や技術などを除外している）。
7	利用可能な最善の技術により、あらゆる形態の汚染を最小限にする必要があることを明記した方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	企業とその直接・間接の共有業社が利用可能な最善の技術により、あらゆる形態の汚染を最小限にする必要があることを明記した方針を定めている。

12. 企業とその供給業社は、温室効果ガス排出を削減する目標と信頼性のある移行計画を開示しなければならない

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書によると、2010 年から 2019 年の期間において、農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）セクターが世界の人為起源の温室効果ガスの総排出量の平均 13～21%を占めている。[48] 森林伐採は AFOLU セクターの総排出量の 45%を占める。家畜の腸内発酵によるメタンガス排出も重要な排出源となっている。[49] 金融機関は、投融資先企業に対し、温室効果ガス排出量を測定し、排出量を削減する目標と信頼性のある移行計画を策定するよう義務づけるべきである。

温室効果ガス排出量の測定には、温室効果ガスのプロトコル（GHG プロトコル）の基準（スコープ 1～3）が関連する。[50] 企業が設定する排出削減目標は、パリ協定に基づく 1.5 度の温暖化シナリオに沿ったものでなければならず、2030 年までに約 50%の排出削減が求められる。国連の「Race to Zero（ゼロへのレース）」キャンペーンの専門家査読グループ（EPRG）は、この削減目標は、世界的な脱炭素化のための迅速なロードマップとしての「炭素の法則」に従い、年平均約 7%の削減を意味すると指摘する。ただし、EPRG は、特に削減が困難なセクターで変化は直線的でない可能性があること、基準値、セクター、地域によって年率 7%は野心的であったりそうでなかったりする可能性があることも認識している。[51]

国連のハイレベル専門家グループは次のように勧告している。「企業の移行計画は（…）短期・中期・長期の絶対的な排出削減目標、及び適切な場合は排出強度の削減目標を開示すること。」[52] 目標、ネットゼロへの道筋は、「例：SBT イニシアチブ (SBTi)、金融機関の炭素会計パートナーシップ (PCAF)、パリ協定資本移行評価 (PACTA) 移行経路イニシアチブ (TPI)、国際標準化機構 (ISO)など」の第三者によって検証された信頼性の高い方法論を用いて作成され、その方法論は 1.5°C 目標と、オーバーシュートが無い、または限定的な排出経路に整合しているべきである。[53]

表 14：基準 12 の採点表

得点	評価
0	投融資先企業の温室効果ガス排出に関する方針を定めていない。

得点	評価
3	投融資先企業が温室効果ガス排出を削減するべきという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	投融資先企業に対し、温室効果ガス排出量の測定と削減を義務づけているが、信頼性のある方法論に基づいており、短期・中期・長期の目標を伴う、1.5 度目標に整合した移行計画を要求していない。
7	投融資先企業に対し、温室効果ガス排出量の測定と削減を行うこと、および、信頼性のある方法論に基づいており、短期・中期・長期の目標を伴う、1.5 度目標に整合した移行計画を策定することを義務づけている。または、この要求が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。
10	投融資先企業とその直接・間接の供給業社に対し、温室効果ガス排出量の測定と削減を行うこと、および、信頼性のある方法論に基づいており、短期・中期・長期の目標を伴う、1.5 度目標に整合した移行計画を策定することを義務づけている。

2.2 「社会」の基準

社会問題に対する金融機関の対応状況を評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の 11 項目である。

13. 企業とその供給業社は、計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合には、先住民族が FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意)を与える、または与えない権利を尊重しなければならない

金融機関は、計画された事業によって影響を受ける恐れのある先住民族の FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意)原則の遵守を投融資先企業に義務付けるべきである。先住民族の土地やその周辺で事業が計画されている場合には FPIC を求めるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。活動が始まる十分前に、事業の推進者や請負業者の名称、規模や境界線、地図など、計画されている事業に関連するあらゆる情報を先住民族コミュニティに伝える必要がある。

先住民族の FPIC を与える、または与えない権利は、先住民族の個人や集団の権利を規定している先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）（2007 年）と深く結びついている。これには先住民族の土地、居住地、および昔から所有、栽培、または使用しているその他の資源に対する権利なども含まれる。この宣言では、先住民族は、自分たちの土地や領域から強制的に移動させられない権利、および FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は帰還の選択肢のある合意の後でなければいかなる転住も行われないことが保証されている。[54]

先住民族のこの FPIC の権利は、ILO の原住民及び種族民に関する条約（第 169 号）[55]と国連食糧農業機関（FAO）の国家の食糧安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）[56]によりさらに強化されている。また、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 7：先住民族でも認められている。[57] 土地利用の変更を伴う新規土地開発における FPIC の権利の実現のベストプラクティスについては、高炭素貯留アプローチの社会的要件と実施ガイダンスで詳しく説明されている。

表 15：基準 13 の採点表

得点	評価
0	FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）原則に関する方針を定めていない。
3	先住民族に関する FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）原則について一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、先住民族の FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているが、従うべき手続きに関する詳細を記載していない。
7	計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、全ての先住民族の FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。また、企業は FPIC の権利をどのように実現すべきか、FPIC の手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。
10	計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、全ての先住民族の FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業およびその直接・間接の供給業社に義務付けている。また、企業は FPIC の権利をどのように実現すべきか、FPIC の手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。

14. 企業とその供給業社は、慣習地の権利を持つコミュニティが計画された事業による影響を受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重しなければならない

計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、金融機関は、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを投融資先企業に義務付けるべきである。企業は、全てであるか一部であるか、恒久的であるか一時的であるか、物理的であるか経済的であるかを問わず、企業の事業によって影響を受ける土地で生計を立てている人々を、FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）を得ずに移転させてはならない。前記要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

FPIC を、先住民族のコミュニティを超え、慣習的居住権を持つコミュニティを含む影響を受けるすべてのコミュニティに拡大することは、「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止 」(NDPE) 方針でも認められている新たなグッドプラクティスである。[58]

表 16：基準 14 の採点表

得点	評価
0	慣習的土地利用権を有する（先住民族以外の）土地利用者の権利に関する方針を定めていない。
3	慣習的土地利用権を有する（先住民族以外の）土地利用者に関し、FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）原則について一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。

得点	評価
5	計画された事業による影響を慣習地の権利を持つ（先住民族以外の）コミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けてはいるが、従うべき手続きに関する詳細を記載していない。
7	計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けている。 また、企業は FPIC の権利をどのように実現すべきか、FPIC の手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。
10	計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業とその供給業社に義務付けている。 また、企業は FPIC の権利をどのように実現すべきか、FPIC の手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。

15. 企業とその供給業社は、人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムを確立しなければならない

金融機関は、国連のビジネスと人権に関する指導原則の完全遵守を投融資先企業に義務付けるべきである。これは、人権デューデリジェンスのプロセスやモニタリングシステムを確立することと同義である。人権デューデリジェンスとモニタリングシステムの目的は、個人やコミュニティの人権が、現在の事業によってどのような影響を受けているか、また、事業拡大計画によってどのような影響を受ける可能性があるかを評価することにある。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

この義務は、人権を尊重する責任は、どこで事業を展開しているかにかかわらず全ての企業に求められる行動のグローバルスタンダードであることが明記されている国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）（2011 年）に基づいたものである。また、この義務は、国家が自国の人権義務を果たす能力や意思とは無関係に存在するものであり、国家の人権義務を軽減するものではない。さらに、人権を尊重する責任は、人権を保護する国内法規の遵守を超えて存在するものである。

人権を尊重する責任により企業は以下を義務付けられる。[59]

- 自社の活動によって人権への負の影響を生じさせたり、人権への負の影響に寄与したりすることを避け、そのような影響が発生した場合には対処すること。
- 自社の業務、製品またはサービスに直接関連している取引関係によって生じる人権への負の影響については、たとえ問題の影響に寄与していない場合であっても、その防止または緩和に努めること。

UNGP の指導原則 15 では、人権を尊重する責任を果たすために、企業は人権を尊重する責任を果たすという方針にコミットメントし、人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デュー・デリジェンス・プロセスを確立しなければならないとされている。UNGP の指導原則 16 から 24 は、必要な方針とプロセスがどのように実践されるべきかについて運用上のガイダンスとなっている。

UNGP は広く支持されており、中でも OECD 多国籍企業行動指針[60]や赤道原則[61]などは、人権に関する提言を UNGP と整合させている。

表 17：基準 15 の採点表

得点	評価
0	投融資先企業による人権保護に関する方針を定めていない。
3	人権保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業が人権を守ることを要件として定めているが、企業に人権デューデリジェンスのプロセスやモニタリングシステムの構築を明確に義務付けてはいない。
7	企業に人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムの構築を明確に義務付ける方針を定めている、または この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムの構築を明確に義務付ける方針を定めている。

16. 企業とその供給業社は、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティのより広範な社会的、経済的および文化的権利（健康への権利や適切な生活水準への権利を含む）を尊重しなければならない

地域コミュニティの経済的、社会的、文化的権利は、森林破壊リスクセクター企業の事業によって深刻な影響を受ける恐れがある。例えば、土地の収奪によって生計が成り立たなくなったり、会社の事業が原因の大気・水質・土地の汚染によって健康被害が生じたりするからである。こうしたことから、金融機関は、自社の事業によって影響を受けるコミュニティの健康権や十分な生活水準を保持する権利を含むより広範な社会的、経済的、文化的権利を尊重することを投融資先企業に義務付ける必要がある。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

世界人権宣言（UDHR）第 25 条には、すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する、と定められている。[62]

コミュニティの経済的、社会的および文化的権利は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）によってさらに保護されている。[63]

表 18：基準 16 の採点表

得点	評価
0	投融資先企業によるコミュニティの経済的、社会的および文化的権利の保護に関する方針を定めていない。
3	コミュニティの経済的、社会的および文化的権利の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業がコミュニティの経済的、社会的および文化的権利を守ることを要件として設定した方針を定めているが、 一部の権利についてのみ言及している、または例外を設けている。

7	企業に対し、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティの全ての経済的、社会的および文化的権利を尊重することを明確に義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティの経済的、社会的、文化的権利を尊重することを明確に義務付ける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

17. 企業とその供給業社は、オープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない

金融機関は、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGP）の完全遵守を投融資先企業に義務付けるべきである。これは、企業は、自社の事業によって影響を受ける個人や地域コミュニティに救済の機会を提供しなければならないことと同義である。すなわち、実際に企業はオープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

この義務は、人権尊重の責任は自社の業務、製品またはサービスに直接関連している取引関係による人権への負の影響については、たとえそれらの影響に寄与していない場合であっても、その防止または緩和に努めることを義務付けていることを明記している国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）(2011)に基づいている。

UNGP の指導原則 15 では、企業は、あらゆる人権への悪影響からの救済を可能とする手続きを設けなければならない、と定められている。[64]また、指導原則 29 では、企業は、負の影響を受けた個人と地域コミュニティのために運用レベルで実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを構築し、またはこれに参加すべき、と勧告している。 指導原則 31 は、苦情処理メカニズムの実効性を確保するための基準について詳しく説明しているとともに、 メカニズムの以下の必須事項が記されている。[65]

- 正当性がある
- アクセス性が確保されている
- 予測可能である
- 公平である
- 透明性がある
- 権利と適合している
- 持続的な学習源となる
- 関与（エンゲージメント）及び対話に基づく

UNGP は広く支持されており、OECD の多国籍企業行動指針[66]や赤道原則[67]などは、人権に関する提言を UNGP と整合させている。

表 19：基準 17 の採点表

得点	評価
0	救済へのアクセスに関する方針を定めていない。
3	救済へのアクセスに関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業に対し、救済へのアクセスを提供するよう義務づける方針を定めているが、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを明確に義務付けてはいない。

7	企業に対し、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを義務付ける方針を定めている。

18. 企業とその供給業社は、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランス(不容認)を維持しなければならない

森林破壊リスクセクターで活動する土地・環境・人権擁護者は、自分たちの土地・領土・環境を守るために個人、コミュニティ、住民、組織を動員する活動が原因で、脅迫や抑圧、非合法化の対象となり、（犯罪者としての）不当告発を受け、価値を認められず、誘拐、果てには殺害されることも珍しくない。彼らは、開発の「敵」という汚名を着せられ、テロリストや犯罪者という不当な烙印を押されている。

金融機関は、土地・環境・人権擁護者に対する脅迫、暴力および（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランス(不容認)を維持することを投融資先企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

人権擁護者が往々にして難しい立場にあることは、1998 年に国連が人権擁護者に関する宣言を採択し、2000 年に人権擁護者の状況を担当する国連特別報告者が任命されたことで国際的に認知されるようになった。[68] 2019 年 11 月、ゼロ・トレランス・イニシアチブはジュネーブ宣言を発表し、土地・環境・人権擁護者への暴力と（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランスを求めた。これは、先住民族、地域コミュニティの代表者、支援 NGO が主導する世界的な連合であり、グローバルなサプライチェーンに関係する人権擁護者を狙った殺害や暴力の根本原因の解決を目指す一丸となった取り組みである。[69]

表 20：基準 18 の採点表

得点	評価
0	土地・環境・人権擁護者に関する方針を定めていない。
3	土地・環境・人権擁護者を守るという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業に対し、土地・環境・人権擁護者を守るよう義務づけているが、ゼロ・トレランスを明確に義務付けていない。
7	企業に対し、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランスを維持することを明確に義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランスを維持することを明確に義務付ける方針を定めている。

19. 企業とその供給業社は、強制労働や児童労働に関与してはならない

金融機関は、強制労働（奴隷労働を含む）や児童労働を一切利用しないことを投融資先企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社や関連会社、小規模農家、その他調達先の直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

企業に対し、事業やサプライチェーンにおいて強制労働（奴隷労働を含む）や児童労働が多少なりとも発生していないかどうかを評価する積極的措置を講じることを求めるべきである。ブラジルで事業を展開している企業やブラジルから調達を行っている企業は、奴隷労働や借金による束縛に関与していることが判明した企業が掲載されている政府の公式リストをこの評価の出発点とするべきである。[70]人身売買、現代奴隷、強制労働の被害者になる可能性の極めて高い（不法）移民や難民に特に注意するべきである。[71]企業は、事業およびサプライチェーンにおける強制労働・児童労働の発生に関するこの評価をもとに、強制労働や児童労働を廃止するために（関連する場合には、直接・間接の供給業社とともに）講じる措置について詳細に示すべきである。

これらの原則は、国際労働機関（ILO）が 10 の条約を「基本的な」条約として特定した[72]労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言[73]（1998 年）に基づくものである。これら 10 の条約では、あらゆる形態の強制労働の撤廃[74]、児童労働の実効的廃止[75]など、5 つの重要テーマが扱われている。

あらゆる形態の強制労働や奴隷労働、児童労働の撲滅は、OECD 多国籍企業行動指針[76]、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 2：労働者と労働環境[77]、国連グローバル・コンパクト[78]など、他の多くの ESG 基準にも示されている。

表 21：基準 19 の採点表

得点	評価
0	強制労働や児童労働に関する方針を定めていない。
3	強制労働や児童労働に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業に対し、強制労働または児童労働のいずれかを利用しないことを義務付ける方針を定めている。
7	企業に対し、強制労働や児童労働を利用しないことを義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給会社に対し、自社の事業やサプライチェーンで強制労働や児童労働を利用しないことを義務付ける方針を定めている。

20. 企業とその供給業社は、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守らなければならない

金融機関は、結社の自由の権利、団体交渉の権利の実効的承認 、雇用と職業に関する差別の撤廃など、ILO が規定する基本的な労働者の権利を守ることを投融資先企業に義務付ける。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

これらの原則は、国際労働機関(ILO)が 10 の条約を「基本的な」条約として特定した[79]労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言[80](1998 年)に基づくものである。これら 10 の条約では、結社の自由、団体交渉権の実効的承認[81]、雇用・職業差別の撤廃[82]など、5 つの重要テーマが扱われている。

結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利の擁護は、OECD 多国籍企業行動指針[83]、国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード 2:労働者と労働環境[84]、国連グローバル・コンパクト[85]など、他の多くの ESG 基準に示されている。

表 22：基準 20 の採点表

得点	評価
0	結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由に対する権利に関する方針を定めていない。
3	結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由に対する権利に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	労働権を尊重するよう企業に義務づけているが、その方針には結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利について明確に言及されていない。
7	企業に対し、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守ることをはっきり義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守ることをはっきり義務付ける方針を定めている。

21. 企業とその供給業社は、少なくとも生活賃金を支払わなければならない

金融機関は、投融資先企業に対し、従業員に生活賃金を支払うとともに、投融資先企業の供給業社も従業員に生活賃金を支払うようにすることを義務付けること。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

多くの国の労働者は、自分や家族を養えるほどの賃金を得ていない。こうした国の中には法定最低賃金が定められている国もあるが、多くの場合、法定最低賃金は生活賃金をはるかに下回る。生活賃金とは、標準的な週労働時間の中で得られる家族の収入のことであり、基本的ニーズを満たすのに十分でなければならず、一般的に十分な食料、清潔な水、住居、衣服、教育、保健医療、交通、エネルギーの費用を賄うことができ、ある程度の裁量所得を含むものと考えられている。[86]

生活賃金に言及した国際労働機関（ILO）の宣言には、ILO の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 多国籍企業宣言）（2017 年）[87]や公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言（2008 年）[88]などがある。世界人権宣言（UDHR）には、「勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受ける権利がある」[89]と記されている。また、OECD 多国籍企業行動指針（ 2011 年）は、賃金の支払いについて「少なくとも労働者及びその家族の基本的ニーズを充足するのに十分なものであるべき」と提言している。[90]

表 23：基準 21 の採点表

得点	評価
0	生活賃金に関する方針を定めていない。
3	生活賃金に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	生活賃金を支払うよう企業に義務付けてているが、生活賃金が標準的な週労働時間で得られる必要があることを明確にしていない。または、その他の例外を設けている。

得点	評価
7	標準的な週労働時間以内の労働に対して生活賃金を支払うよう企業に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、標準的な週労働時間以内の労働に対して生活賃金を支払うよう義務付ける方針を定めている。

22. 企業とその供給業社は、労働者の安全と健康を守らなければならない

金融機関は、投融資先企業に対し、労働者の安全と健康（安全衛生）を守るためにあらゆる合理的予防措置を実施することを義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社や関連会社、小規模農家、その他第三者供給業社にも適用するべきである。

これらの原則は、国際労働機関(ILO)が 10 の条約を「基本的な」条約として特定した[91]労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言(1998 年)に基づくものである。[92]これら 10 の条約では、安全で健康的な労働環境など、5 つの重要テーマが扱われている。[93]国際金融公社（IFC）は、パフォーマンススタンダード 2：労働者と労働環境で労働安全衛生について触れている。[94]

表 24：基準 22 の採点表

得点	評価
0	投融資先企業の労働安全衛生に関する方針を定めていない。
3	労働安全衛生に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	労働安全衛生を確保するよう企業に義務づけているが、労働安全衛生の特定の分野に重点を置いている、あるいは一定の例外を設けている。
7	企業に対し、あらゆる面で自社の労働者の安全と健康を守ることを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、あらゆる面で自社の労働者の安全と健康を守ることを明確に義務付ける方針を定めている。

23. 企業とその供給業社は、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別や暴力に対してジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備しなければならない

金融機関は、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対し、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備することを投融資先企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

この要件は、特に、国連の女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（CEDAW）[95]、男女共同参画に関する国際労働機関（ILO）の諸基準[96]に基づいている。また、「経済的、社会的、文化的、政治的な意思決定において完全かつ平等な割合で女性が公私の生活に積極的に参加するためのあらゆる障害を取り除く」と述べている国連の北京宣言及び行動綱領は男女共同参画実現の基本となるものである。[97]国際金融公社(IFC)は男女共同参画についてパフォーマンススタンダードパフォーマンススタンダード 2:労働者と労働環境で触れている。[98]

表 25：基準 23 の採点表

得点	評価
0	ジェンダーに基づく差別に関する方針を定めていない。
3	ジェンダーに基づく差別に反対する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	ジェンダーに基づく差別を行わないよう企業に義務づけているが、その方針にはあらゆる種類のジェンダーに基づく差別が含まれてはいない。
7	企業に対し、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対して、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対して、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランスの方針を整備することを明確に義務付ける方針を定めている。

2.3 「ガバナンス」の基準

2.3.1 金融機関のガバナンス

金融機関自身のガバナンスを評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の 8 項目である。

24. 金融機関のガバナンス構造に持続可能性の目標が組み込まれている

金融機関の全従業員が森林破壊とそれに関連する持続可能性を真摯に受け止め、金融機関の森林破壊リスク方針を厳格に導入・実施していくためには、金融機関のガバナンス構造に持続可能性の目標を組み込む必要がある。これはすなわち、金融機関が戦略的な持続可能性目標を定め、持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ね、金融機関の従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込むということに他ならない。

表 26：基準 24 の採点表

得点	評価
0	持続可能性の目標を定めていない。
3	持続可能性の目標を定めているが、持続可能性の目標がガバナンス構造にどのように組み込まれているかを明確にしていない。
5	以下の 3 つの措置のうち、少なくとも 1 つの措置を講じている。戦略的な持続可能性の目標を定めている。持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ねている 。従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。
7	以下の 3 つの措置のうち、少なくとも 2 つの措置を講じている。戦略的な持続可能性の目標を定めている。持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ねている 。従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。
10	以下の 3 つの措置全てを講じている。すなわち、戦略的な持続可能性目標を定め、持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ね、かつ従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。

25. 金融機関の ESG リスクに関する方針の実施に係る行動に透明性がある

金融機関の森林破壊リスクに関する方針は、厳格に実施されなければ価値はない。そこで、金融機関は、森林破壊リスクに関する方針の実施に係る行動に透明性を持たせる必要があり、そうした行動には以下を伴う必要がある。[99]

- 森林破壊リスク企業や一般市民に持続可能性への期待を明確に伝える。
- 信頼性があり、透明性の高い自然生態系モニタリングシステムを利用し、森林破壊リスク企業全社のスクリーニングを定期的に行う。
- 森林破壊とそれに関連する有害な影響に組織的に関与しており、改善の見込みが低い企業とその直接・間接の供給業社を投融資対象から除外する。
- 森林破壊リスク企業と協力し、その企業の事業や、その企業が関与しているサプライチェーンによる森林の転換や劣化を禁止する時間制約型の是正措置計画をまとめる。
- 融資契約書の条項に森林破壊リスク企業との合意事項を正式に記載する。
- 信頼性のある独立した検証システムを通じ、合意済み行動計画の実施状況を監視する。
- 持続可能性の実績に連動した融資を用意し、さらなる措置を促す。
- 森林破壊関連の株主決議に対する議決権行使や、行動を拒否する取締役に反対する議決権行使を行う。
- 森林破壊とその影響を防止、停止、修復するため、同業他機関、NGO、中央政府・地方自治体、その他の利害関係者と集団で行動し、一丸となって企業や政府・地方自治体に呼びかける。

表 27：基準 25 の採点表

得点	評価
0	自行の ESG リスク方針がどのように実施されているかを開示していない。.
3	ESG リスク方針の実施に関する概要を開示しているが、（前述の）重要な行動については詳しく述べていない。
5	ESG リスク方針の実施に関する説明を開示し、その中で 1～3 つの（前述の）重要な行動について詳しく述べている。
7	ESG リスク方針の実施に関する説明を開示し、その中で少なくとも 4 つの（前述の）重要な行動について詳しく述べている。
10	ESG リスク方針の実施に関する説明を開示し、その中で少なくとも 4 つの（前述の）重要な行動について詳しく述べており、また、これらの行動が森林破壊リスクセクターの企業にどのような影響を与えるかについての詳細も記している。

26. 金融機関は ESG 方針を取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用している

森林破壊リスクセクターで事業を行っている企業や企業グループの場合、森林破壊リスク方針を採用している金融機関から資金提供を受けることができるのは、金融機関の基準を満たしている特定の子会社や事業に限られる。ところが、資金調達を希望する会社には、金融機関の基準を満たさない（最終的には同じオーナーが所有している）子会社や姉妹会社、関連会社が他にある場合もある。 その場合、金融機関が投融資を行うことは、企業グループ全体に追加の資本が投入されることを意味し、それには一部が金融機関の森林破壊リスク方針の基準を満たしていない会社も含まれることになる。

森林破壊リスク方針は、その効力を高めるため適用範囲を投融資対象の特定の企業が属する企業グループ全体にまで拡大し、その信頼性と実効性に対する懸念を払拭する必要がある。すなわち、顧客企業や投資先企業だけでなく、その子会社や親会社、姉妹会社、実質的支配者（UBO）が所有・管理する会社も金融機関の森林破壊リスク方針の基準を満たさなければならないということである。

表 28：基準 26 の採点表

得点	評価
0	ESG 方針を定めていない
3	ESG 方針を定めているが、その方針が取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に対してどのような意味を持つかを明示していない。
5	ESG 方針のひとつにおいて、その方針が取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用されると述べている。
7	自社の全ての ESG 方針が、取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用されると明確に示している。
10	自社の全ての ESG 方針が、取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用されると明確に示しており、かつ「企業グループ」を特定する方法についても明確にしている。

27. 金融機関の森林破壊リスクセクターへの投融資に透明性がある

金融機関は、森林破壊リスク産品セクターで事業を展開しているどの企業（農業、プランテーション／事業管理地企業、 貿易業者、加工業者、破砕業者、精製業者、食肉処理業者、消費財企業）に対して投融資を行っているかをウェブサイト上で公表するべきである。森林破壊リスク産品セクターとは、牛肉、大豆、パーム油、木材、紙パルプ、ゴム、サトウキビである。この透明性は、企業名、事業展開分野、事業を行っている国や地域、投融資規模などが対象となっていることが望ましい。

金融機関は次善策として、年次報告書やウェブサイトに、融資・引受、投資のセクター別・地域別内訳の概要を記してもよい。これは、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)の *G4 金融サービスセクター情報開示（FSSD）*の指標 FS6 で求められている情報である。セクター別内訳が、例えば NACE や ISIC の最初の 4 桁の数字に基づいて十分に詳細であれば、金融機関の森林破壊リスク産品セクターに対するエクスポージャーの良い判断材料になる。

GRI は金融機関に対し、金融セクター向けの 3 つの新しいセクター別スタンダードが開発中である間は、新しい *GRI 共通スタンダード*と併せて、G4 金融サービスセクター情報開示（FSSD）を使用し続けることを推奨している。[100]

表 29：基準 27 の採点表

得点	評価
0	投融資のセクター別内訳を公表していない。
3	投融資のセクター別内訳を公表しているが、その内訳は森林破壊リスク産品セクターへのエクスポージャーを把握できるほど詳細ではない。
5	地域別、規模別、業種別のポートフォリオの内訳を公表しており、その内容は森林破壊リスク産品セクターへのエクスポージャーを把握するのに十分なほど詳細である。
7	森林破壊リスク産品セクターで事業を展開している投融資先企業名を公表している。
10	森林破壊リスク産品セクターで事業を展開している投融資先企業名を、これらの企業が当該金融機関の ESG 方針をどのように遵守しているかの評価とともに公表している。

28. 金融機関は、融資した AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）に関連する温室効果ガス排出量を開示している

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書によると、2010 年から 2019 年の期間において、農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）セクターが世界の人為起源の温室効果ガスの総排出量の平均 13～21%を占めている。[101]森林伐採は AFOLU セクターの総排出量の 45%を占める。家畜の腸内発酵によるメタンガス排出も重要な排出源となっている。[102]金融機関は投融資活動を通じてこれらの排出を助長しているため、金融機関の温室効果ガスインベントリにこれらの融資による排出を計上しなければならない。

そのためには、温室効果ガスプロトコル（スコープ 1～3）[103]の基準や、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の勧告に従うのが適切である。[104]金融機関の金融に係る排出量を測定する各種方法論に関しては、例えば Platform Carbon Accounting Financials (PCAF) [105]や気候変動移行評価ツールである Paris Agreement Climate Transition Assessment(PACTA) [106]などが開発されている。

表 30：基準 28 の採点表

得点	評価
0	融資による排出量に関するデータを開示していない。
3	融資による排出量に関するデータを開示しているが、農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量について集計した数値を提供していない。
5	融資した AFOLU の排出量に関するデータを開示しているが、金融機関がカーボンオフセットを購入したため、開示された排出量は削減されている。
7	融資した AFOLU の排出量に関するデータを開示しており、融資した排出量を埋め合わせるためのカーボンオフセットの購入を明確に除外している。
10	融資した AFOLU の排出量に関するデータを開示しており、融資した排出量を埋め合わせるためのカーボンオフセットの購入を明確に除外している。また、金融機関が大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスク産品に関して、AFOLU 排出量はセクター別のデータでさらに細分化されている。

29. 金融機関は、そのポートフォリオ全体にわたり、AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）からの温室効果ガス排出を削減するための目標および信頼性のある移行計画を開示している

金融機関は、融資した AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）の排出量に関する目標を含め、融資による排出量に関する目標を公表すべきである。また、大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスクセクターについて、具体的な計画を策定すべきである。

目標は、パリ協定に基づく 1.5 度の温暖化シナリオに沿ったものでなければならず、2030 年までに約 50%の排出削減が求められる。国連の「Race to Zero（ゼロへのレース）」キャンペーンの専門家査読グループ（EPRG）は、この削減目標は、世界的な脱炭素化のための迅速なロードマップとしての「炭素の法則」に従い、年平均約 7%の削減を意味すると指摘する。ただし、EPRG は、特に削減が困難なセクターで変化は直線的でない可能性があること、基準値、セクター、地域によって年率 7%は野心的であったりそうでなかったりする可能性があることも認識している。[107]

国連の「Race to Zero（ゼロへのレース）」は、金融機関の気候変動目標に、2030 年までに少なくとも 34%のメタンガス排出を削減するという具体的目標を含めるべきとも規定している。移行計画は、毎年、2～3 年以内および 2030 年までにどのような行動をとるかを記載し、金融機関が脱炭素化目標をどのように達成するかを示すべきである。[108]

国連のハイレベル専門家グループは次のように勧告している。「企業の移行計画は（…）短期・中期・長期の絶対的な排出削減目標、及び適切な場 合は排出強度の削減目標を開示すること」。[109]目標、ネットゼロへの道筋は、「例：SBT イニシアチブ (SBTi)、 金融機関の炭素会計パートナーシップ (PCAF)、パリ協定資本移行評価 (PACTA) 移行経路イニシアチブ (TPI)、国際標準化機構 (ISO) など」の第三者によって検証された信頼性の高い方法論を用いて作成され、その方法論は 1.5°C 目標と、オーバーシュートが無い、または限定的な排出経路に整合しているべきである。[110]

表 31：基準 29 の採点表

得点	評価
0	融資による排出量を削減するための目標も移行計画も開示していない。
3	融資による排出量を削減するための目標を開示しているが、農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量について個別化された目標を持っていない。
5	融資した農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量を削減するための具体的な目標を開示しているが、この目標を移行計画のなかでさらに詳細化する（短期・中期・長期目標を設定し、手段・行動を明確に記述するなど）までは至っていない。
7	融資した農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量を削減するための短期・中期・長期目標を定めた移行計画を開示しているが、以下のいずれかに該当する。この移行計画は、融資による排出量を削減するためにカーボンオフセットに部分的に依存している。スコープ 3 の排出量を対象としていない。金融機関が大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスクセクターについて、セクター毎の具体的な目標を策定していない。
10	融資した農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量を削減するための短期・中期・長期目標を定めた移行計画を開示している。この移行計画は、融資による排出量を削減するためにカーボンオフセットに依存しておらず、スコープ 3 の排出量を対象としており、金融機関が大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスクセクターについてセクター毎に具体的な目標を策定している。

30. 金融機関と森林破壊リスク産品セクター企業とのエンゲージメント・取引に透明性がある

金融機関は、森林破壊リスクセクターで事業を展開している企業とどのように関っているかをウェブサイトで公表し、これらの企業が金融機関の方針の要件を満たしていることを確認し、発生する可能性がある問題に対処するべきである。

これは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の G4 金融サービスセクター情報開示（FSSD）に沿ったものとなっている。これらは金融機関に対して、議決権行使に関する情報や、当該金融機関の方針に合わない（あるいは合わなくなった）投資への対処法、当該金融機関が強く求められている規範や契約条件に関する情報の提示を義務付けている。金融機関は、こうした状況下でどのように行動したか（関与や排除など）、その行動が成功したか、今後どのような措置をとるかを報告しなければならない。[111]

GRI は金融機関に対し、金融セクター向けの 3 つの新しいセクター別スタンダードが開発中である間は、新しい *GRI 共通スタンダード*と併せて、*G4 金融サービスセクター情報開示（FSSD）*を使用し続けることを推奨している。[112]

同様の要件は、責任投資の文脈における *OECD 多国籍企業行動指針*の適用について説明している*機関投資家のための責任ある企業行動*に関する OECD のガイドラインにも記載されている。このガイドラインでは、投資家の公開報告書には、投資家の議決権行使状況、投資家が関与した活動・企業、特定の企業への関与の結果に関する情報を記すことが提唱されている。[113]

表 32：基準 30 の採点表

得点	評価
0	企業とのエンゲージメント・取引について透明性を欠いている。
3	企業とのエンゲージメント・取引に関して何らかの情報を提供しているが、これには森林破壊リスクセクターで事業を行っている企業に関する情報は全く含まれていない。
5	森林破壊リスクセクターで事業を行う企業 1、2 社とのエンゲージメント・取引について、何らかの情報を提供している。
7	森林破壊リスクセクターで事業を行う企業 1、2 社とのエンゲージメント・取引について詳細情報（企業名、テーマ、実績など）を提供している。
10	森林破壊リスクセクターで事業を行う企業 5 社以上とのエンゲージメント・取引について、詳細情報（企業名、テーマ、実績など）を提供している。

31. 金融機関は、森林破壊リスクセクター企業への投融資に関する透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを整備している

金融機関は、投融資先の森林破壊リスクセクター企業の活動によって負の影響を受ける可能性のある個人やコミュニティに利する、透明かつ実効的な業務レベルにおける苦情処理メカニズムを確立するか、またはそのようなメカニズムに参加するべきである。OECD の NCP（連絡窓口）のような国家主体の非司法・司法の苦情処理メカニズムが存在し、自らが関与している

案件がそのような苦情処理メカニズムに持ち込まれた場合、金融機関はそのメカニズムを尊重し、誠意を持って協力するべきである。

国連人権高等弁務官事務所によると、国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）の指導原則 29 は、銀行に対して苦情処理メカニズムの整備、すなわち独自の苦情処理メカニズム、苦情処理メカニズムへの参加または協力を求めている。さらに、指導原則 22 では、銀行に対し、投融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人を救済する責任を負うことも求めている。事業全体にわたる苦情処理メカニズム（銀行自身または他の機関が設置したもの）は救済を提供できる手段の一つであるが、その影響によっては、国家主体の司法的・非司法的メカニズムなど、苦情処理メカニズム以外の正当なメカニズムを通じた救済が最善と考えられる場合もある。苦情処理メカニズムかその他の正当なプロセスのどちらを利用するかに関しては、銀行は利害関係者の意向を尊重し、「後者の際にも誠意を持って関与する」べきである。[114]

OECD の NCP（連絡窓口）は、国家主体の非司法苦情処理メカニズムと考えることができる。[115]したがって、金融機関は、利害関係者が苦情処理メカニズムとして OECD の NCP の利用を優先する場合には OECD の NCP に協力するべきである。

表 33：基準 31 の採点表

得点	評価
0	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人に対して開かれた苦情処理メカニズムを持っていない、またはそのような苦情処理メカニズムに参加していない。
3	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人に対して開かれた内部苦情処理メカニズムを持っている。
5	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人からの苦情を、OECD の NCP（連絡窓口）といった外部の苦情処理メカニズムへ差し向けている。
7	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人からの苦情を、OECD の NCP（連絡窓口）といった外部の苦情処理メカニズムへ差し向けている。また、こうした苦情処理メカニズムを尊重し、誠意を持って協力することを明確に約束している。
10	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人からの苦情に対応するための、透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを外部に設置している。または、全ての国家主体の苦情処理メカニズムを尊重し、誠意を持って協力することを約束している。

2.3.2 投融資先企業のガバナンス

投融資先企業のガバナンスに対する金融機関の対応状況を評価するために「森林と金融」方針評価方法論に用いられている基準は以下の 7 項目である。

32. 企業とその供給業社は、自社の事業と供給産品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規を遵守していることを証明するものを提出しなければならない

金融機関は、（できれば公的に)その事業と産品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規に準拠していることを証明するものを提出することを投融資先企業に義務付けるべきである 。全ての顧客候補は、土地、事業管理権（今セッション）、林産物および生産原料の取得、伐採・収穫、調達および使用、並びに関連インフラ（紙パルプ工場など）の実施に関連する、現地・国内・国際的な規範、法令、条約を完全に遵守しなければならない。主な国際規範は ILO 中核的条約と世界人権宣言である。自社の事業や子会社・関連会社の事業については、事業を展開している国の法規によって義務付けられている許可証を全て提示できなければならない。また、自社の産品供給業社が、自らが生産・販売する産品に関連して必要な許可証その他の法的文書を全て揃えていることも証明できなければならない。

例えば、ブラジルでは、企業は、自社およびその直接・間接の供給業社が自らの事業について農村環境登録制度（Cadastro Ambiental Rural：CAR)に定められた所有権を持っていること、および森林法（法律第 12.651 号）を遵守していることを立証することが義務付けられている。また、企業は、自社の事業や直接・間接の供給業社の事業が、ブラジル環境・再生可能天然資源院（IBAMA）の禁輸リストや、奴隷労働に関与していることが判明した企業が掲載されている政府の公式リストに掲載されていない証明も提出しなければならない。[116] さらに、これらの事業が先住民族の土地や保全地域と重なっていないことを証明しなければならない。

欧州連合（EU）で 2004 年に採択された、違法伐採を防止する新しい革新的なアプローチを確立した森林法施行・ガバナンス・取引（FLEGT）行動計画の主な目的は木材品の合法性を確認することにある。原材料の取引と利用に関する EU 内の法的合意は、こうした原材料の原産地である開発途上国のガバナンスと関係している。この行動計画は、違法木材を全体の流れから排除することで民間産業を支援するなど、一連の対策について示しているとともに、違法伐採への投資防止策を支援している。[117]

2008 年、米国は他国に先駆けて違法な木材やその他関連製品の輸入、販売、取引を禁止した。2008 年のレイシー法改正により、輸入者は木材の種類、そして大半の木材について原産国を記さねばならず、故意であるか否かを問わず、違法な出所からの木材製品の輸入には重い罰金が科せられることになっている。[118]

2013 年、EU 木材規則（EUTR）が施行された。「 違法に伐採された木材やそれに由来する製品を EU 市場で販売することを禁止する。 EU の事業者（木材製品を EU 市場で初めて市販する事業者）は『デューデリジェンス』を実施しなければならない。取引業者（既に市場に出回っている木材や木材製品を売買する者）は、木材のトレーサビリティを容易にするために、供給業社や顧客に関する情報を保存しておかなければならない。」[119]

表 34：基準 32 の採点表

得点	評価
0	投融資先企業の事業や供給産品の合法性に関する方針を定めていない。
3	投融資先企業の事業や供給産品の合法性に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	投融資先企業の事業や供給産品の合法性に関する方針を定めているが、この方針を企業が遵守しているかについてどのように審査しているかを明確にしていない。
7	企業に対し、事業や産品の合法性を証明すること、特に土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規遵守を証明することを明確に義務付ける方針を定めている。 または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の共有業者に対し、事業や産品の合法性を証明すること、特に土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規遵守を証明することを明確に義務付ける方針を定めている。

33. 企業とその供給業社は、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティ（原材料の追跡可能性）を確保しなければならない

金融機関は、サプライチェーンの透明性を確保し、購入、加工、販売される全ての森林破壊リスク産品が、供給業社の特定の農場、プランテーション、または土地に根ざした事業にまで遡ることができるような時間制約型計画を立てることを投融資先企業に義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。つまり、ブラジルの畜牛セクターで事業を行っている、または畜牛セクターから調達を行っている企業にとっては、サプライチェーン内の全ての中間業者の GTA を通じて完全なトレーサビリティを実現できるようにするということに他ならない。

森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止 (NDPE) の方針を採用している多くの企業は、直接の供給業社、加工施設を持つ間接供給業社、原材料生産者を含む供給業社の詳細なリストを公開し、サプライチェーンの透明性を高めている。[120]

表 35：基準 33 の採点表

得点	評価
0	サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する方針を定めていない。
3	サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する方針を定めているが、その方針は企業がサプライチェーンを公表することを明確に義務づけてはいない。
7	一次サプライチェーンを公開し、直接的供給業社の農場、大規模農園・植林地（プランテーション）、または土地に根ざした事業の完全なトレーサビリティを確保することを企業に明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	サプライチェーンの全容を公開し、直接・間接の供給業社の農場、大規模農園・植林地（プランテーション）、または土地に根ざした事業の完全なトレーサビリティを確保することを企業に明確に義務付ける方針を定めている。また、購入、加工、販売する森林破壊リスク産品を、（間接的）供給業社の特定の事業に遡って公に追跡できるようにすることを企業に義務付けている。

34. 企業とその供給業社は、自社の管理下にある全ての事業管理地や農場の地理的位置を示した地

図を公表しなければならない

金融機関は、投融資先企業に対し、自社、その子会社、直接・間接の供給業社の管理下にあるあらゆる事業管理地と農場の位置を示した地図の公表を義務付けるべきである。これらの地図には、特定保全地域、森林、泥炭地、コミュニティの土地と植栽地の位置、広さ（ヘクタール）、生産量に関する情報を付記するべきである。企業は、前記の地図とそれに付随する情報をインターネット上に公開するだけでなく、企業の事業によって影響を受ける恐れのある先住民族コミュニティや慣習地の権利を有するコミュニティと迅速かつ適切な方法で当該情報が共有されるようにするべきである (基準 12 と 13 を参照)。

表 36：基準 34 の採点表

得点	評価
0	事業管理地の地図に関する方針を定めていない。
3	事業管理地の透明性に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業に事業管理地の地図の公表を推奨しているが、明確に義務づけてはいない、または子会社や直接・間接の供給業社は例外としている。
7	企業に対し、自社および子会社の管理下にある全ての事業管理地と農場の地理的位置を示した地図の公表を明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、自社および子会社の管理下にある全ての事業管理地と農場の地理的位置を示した地図の公表を明確に義務付ける方針を定めている。

35. 企業は、全ての事業に関して社会・環境影響評価を公表しなければならない

金融機関は、投融資先企業に対し、その活動が生物多様性、地下水面、土壌、火災リスクおよびコミュニティに及ぼす直接的・間接的な影響を網羅した、完全で包括的な環境・社会影響評価（ESIA）を行い、その結果を公表するよう求めるべきである。ESIA は、森林やプランテーション（大規模農園・植林地）の管理、森林やプランテーションからの調達、製造施設、その他の関連業務を対象とすべきである。また、ESIA は、企業が土地の所有権を得る以前、特に非民主的な政権下で起きた影響についても調査するべきである。企業は、ESIA を実施する際に、関連するすべての利害関係者と適切な協議が行われ、彼らの懸念や正当な利益が十分に考慮されたことを証明しなければならない。

湿潤熱帯地域におけるパーム油、紙パルプ、産品開発の場合、高炭素貯留アプローチ（HCSA）を用いるとともに、評価は ALS のライセンスを有する評価者が統合型 HCV-HCS 評価マニュアルを用いて行わなければならない。独立した小規模農家は簡略版 HCSA 方法論を用いてもかまわない。

このような影響評価の基準には、生物多様性条約（CBD）が発行した生物多様性を組み入れた環境影響評価のための自主ガイドラインがある。[121]このガイドラインでは、環境影響評価に自然の基準をどのように含めることができるかについて明確に説明されている。また、2004 年 Akwé: Kon ガイドラインは、開発の実施が提案されている土地が、聖地、先住民族や地域コミュニティが伝統的に占拠または使用してきた土地や水域に影響を与える可能性のある場合の文化・環境・社会的影響評価の指針について規定している。[122]

持続可能性報告のガイドラインとして一般的に最もよく知られているのは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）スタンダードである。2021 年に発表された新しい GRI 共通スタンダードは、様々なセクター別スタンダードと項目別スタンダードによって補完される予定である。[123]GRI スタンダードにはすでに、生物多様性に関する項目別スタンダード「GRI 304： 生物多様性 2016」が含まれている。[124]

表 37：基準 35 の採点表

得点	評価
0	影響評価に関する方針を定めていない。
3	環境・社会影響評価に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業が新規事業を開始する際や事業拡大を行う際には、環境・社会影響評価を行うことを求める方針を定めているが、評価結果の公表を企業に義務付けていない。
7	企業に対し、その全事業に関して環境・社会影響評価を公表することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。
10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、その全事業に関して環境・社会影響評価を公表することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。

36. 企業とその供給業社は、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与してはならない

汚職は、政治、社会、環境に重大な負の結果をもたらす。例えば政治面では汚職は法の支配発展の大きな障害となる。私利私欲のために職権を乱用する人が大勢いると政府の代表者はその正当性を失う。贈収賄や汚職により政治制度に対する国民の信頼は失墜し、不満や無関心を招く。民主的に選ばれたか否かを問わず、指導者は監視されることなく国の資産を私的に流用するようになる。また、汚職が当たり前になれば、正直で有能な民間人は国外に出ていく。[125]森林破壊リスクセクターでは、汚職は、利権や許認可を得るため、あるいは関連法規に関する行政の統制回避に利用される可能性もある。すなわち、汚職は法の執行と社会・環境の利益の保護を脅かすものである。

金融機関は、投融資先企業に対し、自社が汚職、贈収賄、金融犯罪に関わらないように、明確な汚職・贈収賄禁止方針を実施することを義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

汚職に関する主な国際基準には、汚職やマネーロンダリングを防止するための最低基準が盛り込まれ 140 カ国が署名している腐敗の防止に関する国連条約（国連汚職防止条約・UNCAC）（2004 年）[126]、外国公務員に対する贈賄を犯罪とすることを各国に義務づけている OECD の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（1999 年）がある。[127]更に OECD の多国籍企業行動指針[128]、国連のグローバル・コンパクト[129]、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 16: 平和と公正をすべての人になどもこれらの基準に触れられている。この目標 16 には、あらゆる形態の汚職や贈収賄を大幅に減少させるという目標もある。また、あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させるという目標もあり、このことも汚職のない公共機関の重要性を裏付けている。[130]

表 38：基準 36 の採点表

得点	評価
0	汚職・賄賂に関する方針を定めていない、または投融資先企業が汚職・賄賂に関する方針の適用対象となっていない。
3	投融資先企業の汚職・賄賂に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	投融資先企業の汚職・賄賂に関する方針を定めているが、この方針は、当該金融機関が汚職・贈収賄や金融犯罪に関連するいかなる金融取引にも関与したくないということを述べているのみである。
7	企業に対し、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与しないことを確保する明確な汚職防止方針の実施を明確に義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務づけている。
10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与しないことを確保する明確な汚職防止方針の実施を明確に義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務づけている。

37. 企業とその供給業社は、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守しなければならず、また、租税回避のみを目的として国際的な企業構造を構築してはならない

各民主主義社会にとって、税収は、医療、教育、インフラ、社会保障などの公費負担に不可欠なものである。開発援助による収入や原材料の輸出から得られる収入よりも、公正な税制の方が健全で民主的な社会の発展に貢献することは研究で明らかになっている。結局のところ、増税するためには、有能で信頼性のある行政の構築が必要であり、逆に言えば、納税しなければならない民間人は、行政に対してより多くを期待し、これまで以上に行政に関わる。「代表権なくして課税なし」という格言の通り、民主主義的な発展と税収増を目指すことは密接に関係していることが多い。[131]

金融機関は、事業展開している国の税法規の文言と精神の両方を遵守することを投融資先企業に義務づけるべきである。実体があり、その利益が現地の経済活動から生み出される場合を除き、企業は法人税がゼロの地域、または法人税実務に弊害がある地域に子会社、支店、関連会社を設立してはならない。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

税務問題の重要な基準としては、税制の近代化と多国籍企業による租税回避の防止を目指したOECD の行動計画である税源浸食と利益移転 (BEPS)、[132]OECD の多国籍企業行動指針、[133]税金対策を行っている投資先企業に関してその理由や関わり方について投資家の指針となる、責任投資原則の法人税責任に関するエンゲージメント・ガイダンス[134]がある。

表 39：基 37 の採点表

得点	評価
0	税務方針を定めていない、または投融資先企業の税務上の行動が税務方針の適用対象となっていない。
3	脱税や租税回避に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	投融資先企業の税務上の行動に関する方針を定めているが、この方針は租税回避を適用対象としていないか、または当該金融機関が租税回避や脱税を目的とする金融取引に関与したくないと述べているのみである。

得点	評価
7	企業に対し、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守することを明確に義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務づけている。
10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守することを明確に義務づける方針を定めている。

38. 企業とその供給業社は、自社の企業グループ構造と国別データを公表しなければならない

企業が租税回避や脱税に関与しているかどうかを見極めるため、金融機関は、森林破壊リスクセクターの企業に対し、間接所有や共同所有を含めグループ全体の構造を公表することを義務付けるべきである。企業は、法人税がゼロの地域、または法人税実務に弊害がある地域にある全ての子会社、支店、合弁事業、関連会社について活動内容や機能、最終的な株主についての説明を公表するべきである。また、金融機関は、森林破壊リスクセクター企業に対し、国別の収入、利益、FTE、政府から受け取った補助金、政府への納付金（例：源泉徴収税、事業管理地代、法人税）の報告を義務付けるべきである。この要件は、企業の子会社および直接・間接の供給業社にも適用するべきである。

2016 年、欧州委員会（EC）は、「事業を展開している国ごとの利益と納税額の年次報告書の発行を多国籍グループに義務付ける指令案（国別報告書）を採択した。この報告書により、市民は多国籍企業の税務戦略を評価し、各国の福祉にどれだけ貢献しているかが分かるようになる。」[135]

グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の「GRI 207：税金 2019」には、「国別の報告に関する開示事項 207-4」が含まれており、企業が事業活動を行っている各法域について、収益、コスト、従業員、納税額、未払税金を含む多くの主要指標を開示することを求めている。[136]

表 40：基準 38 の採点表

得点	評価
0	企業グループ構造や国別のデータの公表を投融資先企業に義務づけていない。
3	国別データに関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。
5	企業グループ構造または国別のデータの公表を投融資先企業に義務づける方針を定めているが 、両方の公開は義務づけていない、あるいは必要なデータについてあまり具体的に示していない。
7	企業に対し、企業グループ構造または国別のデータの公表を明確に義務づけ 、どのデータを公表すべきかを具体的に記した方針を定めている。
10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、企業グループ構造または国別のデータの公表を明確に義務づけ 、どのデータを公表すべきかを具体的に記した方針を定めている。

3 評価フォームの使い方

「森林と金融」方針評価方法論に照らして金融機関を評価するために使用される評価フォームには、4 つのタブがある。以下は、4 つのタブにそれぞれ記入すべき事項についてのガイダンスである。

- **投資と融資**：セル C3 に金融機関名を記入すること。C10 から H11 の範囲には、投資と融資の額をそれぞれ別々にコピーすること。
- **方針**：金融機関の方針、報告書、ウェブサイトのページのうち、評価に関係すると思われるものを全てリストアップすること。D 欄と E 欄の記入漏れに注意。古い報告書や方針は削除してもよい。
- **方針の評価**：「融資と投資」タブの投資額と融資額は、金融機関が融資、投資、またはその両方に関与しているか、またどの産品に投資や投資を行っているかを示している。J～O 列と V～AA 列では、J～O 列の 3 行目に緑で示された産品に対する融資方針を評価する必要があり、V～AA 列の 3 行目に緑で示された産品に対する投資方針を評価する必要がある。

  評価する必要のない産品（3 行目に赤で「評価なし」と表示）に関しては、各基準について「n.a.」と記入すること。「n.a.」は「活動なし」（not active）または「該当なし」（not applicable）を意味する。これは厳密に記入する必要があるため、「N.A.」や「na」ではなく、「n.a.」と記入し、スペースを追加しないこと。

  評価が必要な商品については、以下を行うこと。

  - どの方針、報告書、ウェブサイトのページがその基準に関係する可能性があるかを確認。H 列（融資方針の場合）または T 列（投資方針の場合）のドロップダウンメニューから、その情報源を選択。各基準に対して最大 5 つの情報源が選択可能。
  - I 列と U 列の空欄に、方針のなかで関係がある文を記入。文が記載されている方針のページ番号を必ず記入すること。複数の方針から引用する場合、どの文がどの方針から引用されているかを明記。
  - 文を方法論と比較した後、J～O 列と V～AA 列に点数をつける（採点が必要な産品のみ）。
  - 有用な場合は、P 欄と AB 欄の両方またはいずれか一方に理由やコメントを記入。方針から引用した文が採点表の内容と完全に一致しない場合は特に、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- **総括得点**：このタブでは得点が自動的に要約される（何も変更する必要なし）。

4 「森林と金融」方針評価方法論の使用に関する一般的ガイダンス

このセクションでは、「森林と金融」方針評価方法論のさまざまな基準と採点表の解釈方法に関する一般的なガイダンスを示す（表 41 参照）。金融機関の方針の採点において、様々な側面がどのような役割を果たすかを説明する。

4.1 直接・間接の供給業者への適用

方針において、基準が投融資先企業およびその企業の直接・間接の供給業者に義務づけられることを非常に明確に述べている場合のみ、その基準に関して 10 点が付与される。要件が盛り込まれている国際基準（表 41 および表 42 に示すもの）が方針のなかで参照されており、その国際基準が企業の直接・間接の供給業者にも適用されると金融機関が明確に述べている場合も、10 点が付与される。

金融機関が、ある要求事項（または、その要件が盛り込まれた国際基準）を投融資先企業にのみ適用する場合、最大 7 点が付与される。

金融機関が、企業に対して「サプライチェーンを含めた自社の持続可能性リスクを認識すること」あるいは「持続可能な開発を促進するためにサプライチェーンに影響を与えること」を求めている場合、基準が企業の直接・間接の供給業者にも適用されると結論づけることはできないため、付与されるのは最大 7 点である。

4.2 方針の文言

多くの基準（1～23、32～38）は、金融機関が投融資先企業に「義務づける」べきことを具体的に示している。しかし、金融機関は要求事項を必ずしも同じ文言で表現するわけではない。「義務づける」（require）に相当する表現もあれば、「要請する」（request）、「勧める・奨励する」（encourage）、「促す」（urge）などといったより弱い表現もある。金融機関がこのような弱い表現で要求事項を表明する場合の得点は低くなる。

ただし、金融機関が要求事項に合理的で比較的短い時間枠を付している場合（例えば「1～2 年以内に RSPO 認証を取得するよう企業に要請する」など）、文言の弱さがある程度補われることがある。

これらを踏まえ、金融機関が投融資先企業に求めることを表現する際に使用する文言（基準 1～23、32～38）の解釈には、以下のガイドラインを用いることができる。

- 金融機関が、企業とその直接・間接の供給業者に対して、例外を設けることなく基準を「義務づける」（require）、「求める」（expect）、または「要求する」（demand）場合、10 点が付与される。（企業とその直接・間接の供給業者が）基準を満たすことが「前提条件」として設定されている場合や、（企業とその直接・間接の供給業者が）基準を満たさないことが「取引停止」につながる場合も同様に 10 点が付与される。
- 企業に対して例外なく基準を「義務づける」（require）、「求める」（expect）、または「要求する」（demand）場合は、7 点が付与される。（企業が）基準を満たすことが「前提条件」として設定されている場合や、（企業が）基準を満たさないことが「取引停止」につながる場合も同様に 7 点が付与される。
- 企業に対して基準を「義務づける」（require）、「求める」（expect）、または「要求する」（demand）が、若干の例外を設けている場合は、5 点が付与される。（企業が）基準を満たすことが「前提条件」として設定されているが、若干の例外を設けている場合や、（企業が）基準を満たさないことが「取引停止」につながるが、若干の例外を設けている場合も同様に 5 点が付与される。
- 企業に対して、合理的で比較的短い時間枠を定めつつ、基準を「要請する」（request）または「促す」（urge）場合、5 点が付与される。
- 合理的で比較的短い時間枠を定めずに企業に基準を「要請する」または「促す」場合は、3 点が付与される。
- 企業に基準を満たすよう「奨励する」場合、3 点が付与される。

4.3 投融資の種類

4.3.1 融資方針と投資方針の一般的な区別

多くの銀行は、企業への融資のみを行い、投資には行っていない。この場合、これらの金融機関の方針文書は融資に適用されると考えられる。（ただし、必ずしも全ての種類の融資に適用されるわけではない。2.3.2 を参照のこと。）

多くの投資家は企業への投資のみを行い、融資は行っていない。この場合、これらの金融機関の方針文書は、投資に適用されると考えられる。

融資と投資の両方を行っている金融機関もある。年次報告書や持続可能性報告書（サステナビリティレポート）、汚職防止方針などの全社的な方針文書は、融資と投資の両方に適用されると考えられる。その他の方針文書、例えばセクター方針、人権に関する声明などについては、評価はより困難である。

このような文書の適用範囲を評価する第一の基準は、金融機関が方針の適用範囲について、通常は文書名や冒頭で述べていることを読むことである。「ウェルスマネジメント」（資産管理）や「プライベート・バンキング」の方針も「投資方針」とみなすべきである。これらの活動は、銀行が（資産家の）顧客から集めた資金を株式や債券に投資することを意味するからである。

第二の基準は、金融機関が方針文書の中で「企業」を表現するのに使っている文言である。通常、「顧客」（client）は融資を、「投資先」（investee）は投資を指す。ただし、金融機関によっては、その方針が投資先にも適用されると冒頭に書いているにもかかわらず、方針文書全体を通して「顧客」という表現を使っていることがあるので注意が必要である。その場合、冒頭に書かれた内容を優先して考えるべきである。

方針文書が「融資」または「投資」あるいはその両方に適用される場合は、評価フォームの「方針」タブに記載する必要がある。「融資」のみに適用される方針は、「方針評価」タブの「投資方針」に記載された基準の評価や採点に使用することはできず、その逆も同様である。

4.3.2 適用方針がプロジェクトファイナンスに限定された融資方針

「融資方針」で定められた基準・要求事項は、必ずしも全ての融資に適用されるものではないことに注意することが重要である。方針の文書名や冒頭文で、方針範囲が「プロジェクトファイナンス」に限定されていると書かれているため、それがわかる場合がある。また、金融機関がその基準や要求をどのように定めているかでもわかる場合がある。例えば、金融機関が「プロジェクトファイナンス取引」（project finance transactions）や「資金がプロジェクトに特化した取引」（transactions where proceeds are project specific）、「資金の大半の用途が特定された活動に帰属する取引」（transactions in which the majority use of proceeds is attributed to identified activities）について述べている場合、方針の適用範囲は明らかに特定の種類のファイナンス（すなわちプロジェクトファイナンス）に限定されている。

この場合、その方針が関係する基準の最高得点は以下の通りである。

- 紙パルプに関しては、プロジェクトファイナンスが大きな役割を果たしている唯一の森林破壊リスク産品セクターであるため、5 点。
- その他の産品セクターは、プロジェクトファイナンスが（大きな）役割を果たしていないため、3 点。

4.3.3 新規顧客と既存顧客の区別

一部の銀行が融資方針の範囲を限定するもう一つの方法は、新規顧客と既存顧客を区別することである。新規顧客に対しては、より強い要求事項を定めているため 7 点が付与される一方で、既存顧客に対しては、より弱い要求事項を定めているため 3～5 点が付与されることもある。この場合、既存顧客への要求事項がどのように設定されているかに基づき、（低い）点数が付与される。

4.4 金融機関の内部運営

「森林と金融」方針評価方法論の基準 1～23、基準 32～38 は、金融機関が投融資先企業に何を義務づけるべきかを取り上げている。これらの基準については、金融機関が自らの業務において問題にどのように対処しているかは関係なく、加点の理由にならない。

基準 24～31 のみが金融機関自身の内部運営を取り上げている。年次報告書のような金融機関に全社的に適用される方針文書に基づき、基準 24～31 については「融資方針」と「投資方針」のすべての産品欄で、同じ点数（0 点、3 点、5 点、7 点、10 点）を記入することができる（もちろん、緑色で示された欄のみ）。

5 国際基準

金融機関が企業に特定の国際基準を満たすよう義務づけている場合、この要件も採点の対象となりうる。国際基準の中には「森林と金融」方針評価方法論の基準の一部を含むものがあるからである。本セクションでは、この点についてさらに説明する。

5.1 考慮される国際基準

以下の基準は採点の対象となる。

- 「生物多様性を組み入れた環境影響評価のための CBD（生物多様性条約）自主ガイドライン」
- 世界食料安全保障委員会（FAO）の「農薬の流通および使用に関する国際行動規準」
- FAO「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン(VGGT)」
- 森林管理認証（FSC）制度
- 「独立国における原住民及び種族民に関する条約」（国際労働機関（ILO）第 169 号条約）
- 「職業上の安全及び健康に関する条約」（ILO 第 155 号条約）
- 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」
- 国際金融公社（IFC）パフォーマンススタンダード
- 「OECD 多国籍企業行動指針」
- 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS)認証
- 持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証制度
- 国連「腐敗防止条約」
- 「先住民族の権利に関する国連宣言」
- 「国連グローバル・コンパクト」
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- 国連「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」（ICESCR）
- 女性のエンパワーメント原則（WEPs）

5.2 必要な文言

評価基準が国際基準に含まれており、金融機関が企業に対してその国際基準を満たすことを求めると明確に述べている場合、この金融機関は評価基準に対して得点を得る。国際基準や認証制度を投融資先企業にのみ適用し、その供給業者には適用しない場合は、最大 7 点が付与される。

セクション 4.2 でさらに説明したように、金融機関は、企業が国際基準を満たすことを求める旨を明確な文言を用いて述べるべきである。

- 金融機関が、投融資先企業に対して、ある国際基準を「満たす」（live up to）、「尊重する」（respect）、「遵守する」（adhere to）、またはこの国際基準に「従う」（follow）、「認証される」（be certified by）ことを「義務づける」（require）、「求める」（expect）、「要求する」（demand）、または「条件として設定する」（set as a condition）場合、この国際基準に盛り込まれている基準に対して 7 点が付与される。また、この要求事項が合理的な短期の時間枠内に達成できる場合（最長 2 年）も 7 点が付与される。

- 金融機関自身が特定の国際基準を「採用する」（adopt）、「支持する」（support）、「遵守する」（adhieres to）、その基準に「従う」（follow）、あるいはその基準の「加盟企業である」（is a member of）場合、得点は付与されない。
- 金融機関が、企業に認証制度の「加盟企業であること」（be a member of）や他の国際基準を「支持すること」（support）を求める場合は、得点は付与されない。

金融機関によっては、企業に対し、セクション 5.1 に記載した認証制度か、より弱い認証制度のいずれかの認証を要求していることがある（例：「RSPO または ISPO」「FSC または PEFC」「RTRS または同等の制度」など）。この場合、上記と同じガイダンスが適用されるが、最高得点は 5 点となる。金融機関がより弱い認証制度のみを求めている場合、得点は付与されない。

5.3 各国際基準にどの評価基準が盛り込まれているのか

得点（7 点または 5 点）は、国際基準・認証制度で適切に扱われている評価基準に対してのみ付与される。表 41 は、各評価基準がどの国際基準に盛り込まれているかを示している。表 42 は、最も重要な国際基準に含まれる評価基準をまとめたものである。

6 評価基準別ガイダンス

表 41 は、各基準の採点に関する具体的なガイダンスを提供し、どの国際基準が採点の対象となり得るかを示している。この表は、「森林と金融」方針評価方法論の適用に関してより多くの経験が得られた時点で、さらに更新される予定である。

表 41：「森林と金融」方針評価方法論の基準（カテゴリー別）

基準		採点		ガイダンス
1	企業とその供給業社は、「森林破壊禁止」および「天然林や生態系の転換禁止」を誓約しなければならない	0	自然生態系の保護に関する方針を定めていない。	IFC パフォーマンススタンダード 6（生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）を遵守するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）方針の策定を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。 持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。
		3	自然生態系の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その誓約は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業に対し自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを義務付けているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な劣化などを除外している）、または信頼性に欠けた基準日を設定している。	
		7	企業に対し、（信頼性のある基準日以降）自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを明確に義務づけている、または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、（信頼性のある基準日以降）自然生態系の転換や劣化に寄与しないことを明確に義務づけている。	
2	企業とその供給業社は、湿地や泥炭地を排水したり、劣化させたりしてはならない	0	湿地と泥炭地の保護に関する方針を定めていない。	IFC パフォーマンススタンダード 6（生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）を遵守するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		3	湿地と泥炭地の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その誓約は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	

基準		採点		ガイダンス
		5	湿地の保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な劣化などを除外している）、または信頼性に欠けた基準日を設定している、あるいは湿地や泥炭地について明確に言及していない。	責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。 持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）方針の策定を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		7	企業に対し、（信頼性のある基準日以降）その深さを問わず、あらゆる湿地と泥炭地を保護することを明確に義務づける方針を定めている、または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、(信頼性のある基準日以降)その深さを問わず、あらゆる湿地と泥炭地を保護することを明確に義務づける方針を定めている。	
3	企業とその供給業社は、高炭素貯留（HCS）林地域を転換したり、劣化させたりしてはならない	0	高炭素貯留（HCS）林地域の保護に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）方針の策定を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		3	高炭素貯留（HCS）林地域の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	高炭素貯留（HCS）林地域の保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な劣化などを除外している）、または信頼性に欠けた基準日を設定している、あるいは基準日を全く設定していない。	
		7	HCS の国別解釈文書がある国では、（信頼性のある基準日以降）全ての高炭素貯留（HCS）林地域を保護するために、高炭素貯留アプローチの適用を明確に義務付ける方針を定めている。	
		10	HCS の国別解釈文書がある国では、（信頼性のある基準日以降）全ての高炭素貯留（HCS）林地域を保護するために、高炭素貯留アプローチの適用を企業とその直接・間接の供給業社に明確に義務付ける方針を定めている。	
4	企業とその供給業社は、保護地域で事業を行ってはならず、負の影響を与えてもならない	0	保護地域の保護に関する方針を定めていない。	IFC パフォーマンススタンダード 6（生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）を遵守するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		3	保護地域の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	保護地域の保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な影響などを除外している）、または全ての種類の保護地域を対象に含んでいない。	
		7	あらゆる保護地域の保護を明確に義務づける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、あらゆる保護地域の保護を明確に義務づける方針を定めている。	
5		0	保護価値の高い（HCV）地域の特定と保護に関する方針を定めていない。	

基準		採点		ガイダンス
	企業とその供給業社は、自社の管理下にある保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護しなければならない	3	保護価値の高い（HCV）地域の特定と保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 IFC パフォーマンススタンダード 6（生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）を遵守するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。 森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）方針の策定を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		5	保護価値の高い（HCV）地域の特定と保護に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば軽微な影響や特定の地域を除外している）。	
		7	保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社が保護価値の高い（HCV）地域を特定し、保護する必要があることを明記した方針を定めている。	
6	企業とその供給業社は、開墾に火を使用してはならず、また消火しなければならない	0	開墾に火を使用することに関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 7.11 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）方針の策定を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		3	土地の開墾のための火の使用を避けるという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	開墾のための火の利用に関する方針を定めているが、その方針は合理的に許容される範囲を超えた例外を設けている（例えば小規模火災などを除外している）、または火災が発生した場合の消火義務について言及していない。	
		7	開墾に火を使用することを全面的に禁止し、火災の発生しやすい地域で植林地を造成しないことを義務付け、消火義務要件を含む方針を定めている。または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。ただし、合理的な例外は認められる。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、開墾に火を使用することを全面的に禁止し、火災の発生しやすい地域で植林地を造成しないことを義務付け、消火義務要件を含む方針を定めている。または、この要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。ただし、合理的な例外は認められる。	
7	企業とその供給業社は、地下水位や水質への影響を最小限に抑えなければならない	0	水不足や水質に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 7.8 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	水位と水質の両方またはいずれか一方を保全するという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	水不足や水質に関する方針を定めている。	
		7	企業が地下水位や水質への影響を最小限に抑えるための具体的な措置を講じなければならないことを明確にしている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社が地下水位や水質への影響を最小限に抑えるための具体的な措置を講じなければならないことを明確にしている。	

基準		採点		ガイダンス
8	企業とその供給業社は、絶滅危惧種の採取や取引をしてはならず、また絶滅危惧種の生息地を保護しなければならない	0	絶滅危惧種の保護に関する方針を定めていない。	RSPO 基準 7.6 によって、持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。 IFC パフォーマンススタンダード 6（生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）を遵守するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	絶滅危惧種の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	絶滅危惧種の保護に関する方針を定めているが、その方針は取引または生息地保護のどちらか一方のみを対象としている、または例外を設けている（例えば軽微な影響などを除外している）。	
		7	絶滅危惧種およびその生息地を保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業およびその直接・間接の供給業社が絶滅危惧種およびその生息地を保護する必要があることを明記した方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
9	企業とその供給業社は、遺伝子組み換え種や侵略的外来種を使用したり、環境に持ち込んだりしてはならない	0	遺伝子組み換え種や侵略的外来種に関する方針を定めていない。	RSPO 基準 7.1.2 によって、持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。 IFC パフォーマンススタンダード 6（生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理）を遵守するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		3	遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みを避けるという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みに関する方針を定めているが、その方針は遺伝子組み換え種または侵略的外来種のどちらか一方のみを対象としている、あるいは例外を設けている（例えば軽微な影響などを除外している）。	
		7	遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みや使用を認めないことを明記した方針を定めているか、またはこの禁止事項が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社による遺伝子組み換え種や侵略的外来種の持ち込みや使用を認めないことを明記した方針を定めている。	
10	企業とその供給業社は、農薬の使用を最小限にするか、または排除しなければならない。	0	農薬の使用に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 7.2 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 世界食料安全保障委員会（FAO）の「農薬の流通および使用に関する国際行動規準」または IFC パフォーマンス基準 3（資源効率と汚染防止）の尊重を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		3	農薬の使用を最低限にするという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	農薬の使用に関する方針を定めているが、その方針は例外を設けている（例えば特定の農薬などを除外している）、または可能な限り農薬使用を排除することを目指していない。	
		7	農薬の使用を最小限にし、可能な場合は排除する必要があることを明記した方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	

基準		採点		ガイダンス
		10	企業とその直接・間接の供給業社が農薬の使用を最小限にし、可能な場合は排除する必要があることを明記した方針を定めている。	森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
11	企業とその供給業社は、工場などの操業によって引き起こされる汚染を最小限に抑えなければならない	0	汚染に関する方針を定めていない。	
		3	汚染を最低限にするという一般的な誓約を発表しているが、その誓約は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	汚染の最小化に関する方針を定めているが、その方針は全ての種類の汚染（大気・土壌・水質）について言及していない、あるいは例外を設けている（例えば特定の汚染や技術などを除外している）。	
		7	利用可能な最善の技術により、あらゆる形態の汚染を最小限にする必要があることを明記した方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の共有業社が利用可能な最善の技術により、あらゆる形態の汚染を最小限にする必要があることを明記した方針を定めている。	
12	企業とその供給業社は、温室効果ガス排出を削減する目標と信頼性のある移行計画を開示しなければならない	0	投融資先企業の温室効果ガス排出に関する方針を定めていない。	
		3	投融資先企業が温室効果ガス排出を削減するべきという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	投融資先企業に対し、温室効果ガス排出量の測定と削減を義務づけているが、信頼性のある方法論に基づいており、短期・中期・長期の目標を伴う、1.5 度目標に整合した移行計画を要求していない。	
		7	投融資先企業に対し、温室効果ガス排出量の測定と削減を行うこと、および、信頼性のある方法論に基づいており、短期・中期・長期の目標を伴う、1.5 度目標に整合した移行計画を策定することを義務づけている。または、この要求が盛り込まれた国際基準の遵守を義務付けている。	
		10	投融資先企業とその直接・間接の供給業社に対し、温室効果ガス排出量の測定と削減を行うこと、および、信頼性のある方法論に基づいており、短期・中期・長期の目標を伴う、1.5 度目標に整合した移行計画を策定することを義務づけている。	
13		0	FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）原則に関する方針を定めていない。	北米の金融機関では、先住民族を指す言葉として「原住民」（native peoples）や「ファースト・ネーションズのコミュニティ」（First Nation communities）を使用する場合があるので注意すること。
		3	先住民族に関する FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）原則について一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	

基準		採点		ガイダンス
	企業とその供給業社は、計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合には、先住民族の FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意）を与える、または与えない権利を尊重しなければならない	5	計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、先住民族の FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているが、従うべき手続きに関する詳細を記載していない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。 国連「先住民族の権利に関する国連宣言」、ILO「原住民及び種族民に関する条約（第 169 号）」、FAO「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）」、または「IFC パフォーマンススタンダード 7（先住民族）」を尊重するよう企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		7	計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、全ての先住民族の FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。また、企業は FPIC の権利をどのように実現すべきか、FPIC の手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。	
		10	計画された事業によって先住民族が影響を受ける恐れがある場合、全ての先住民族の FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業およびその直接・間接の供給業社に義務付けている。また、企業は FPIC の権利をどのように実現すべきか、FPIC の手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。	
14	企業とその供給業社は、慣習地の権利を持つコミュニティが計画された事業による影響を受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重しなければならない	0	慣習的土地利用権を有する（先住民族以外の）土地利用者の権利に関する方針を定めていない。	金融機関などが FPIC について言及する場合、それは通常、先住民族の文脈でのみ言及され、慣習的土地権を持つその他のコミュニティについては言及されないことに注意すること。この基準に対する得点は、方針が慣習上の土地権を持つコミュニティについて明確に言及している場合にのみ付与される。 持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	慣習的土地利用権を有する（先住民族以外の）土地利用者に関し、FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）原則について一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	計画された事業による影響を慣習地の権利を持つ（先住民族以外の）コミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティの FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けてはいるが、従うべき手続きに関する詳細を記載していない。	

基準		採点		ガイダンス
		7	計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティのFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業に義務付けている。また、企業はFPICの権利をどのように実現すべきか、FPICの手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。	
		10	計画された事業による影響を慣習地の権利を持つコミュニティが受ける恐れがある場合、影響を受ける全てのコミュニティのFPIC(自由意思による、事前の、十分な情報基づく同意)を与える、または与えない権利を尊重することを企業とその供給業社に義務付けている。また、企業はFPICの権利をどのように実現すべきか、FPICの手順をどのように共同設計し、文書化すべきか、森林破壊リスクセクターではどのようなベストプラクティスを遵守すべきかについて明確に説明している。	
15	企業とその供給業社は、人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムを確立しなければならない	0	投融資先企業による人権保護に関する方針を定めていない。	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクト、またはIFCパフォーマンススタンダード1（環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理）の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して7点が付与される。 森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）方針の策定を企業に義務づけている場合、全産品に関して7点が付与される。
		3	人権保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業が人権を守ることを要件として定めているが、企業に人権デューデリジェンスのプロセスやモニタリングシステムの構築を明確に義務付けてはいない。	
		7	企業に人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムの構築を明確に義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に人権デューデリジェンスのプロセスとモニタリングシステムの構築を明確に義務付ける方針を定めている。	
16		0	投融資先企業によるコミュニティの経済的、社会的および文化的権利の保護に関する方針を定めていない。	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）の尊重を企業に義務づけている場合、全産品に関して7点が付与される。
		3	コミュニティの経済的、社会的および文化的権利の保護に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	

基準		採点		ガイダンス
	企業とその供給業社は、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティのより広範な社会的、経済的および文化的権利（健康への権利や適切な生活水準への権利を含む）を尊重しなければならない	5	企業がコミュニティの経済的、社会的および文化的権利を守ることを要件として設定した方針を定めているが、一部の権利についてのみ言及している、または例外を設けている。	森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		7	企業に対し、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティの全ての経済的、社会的および文化的権利を尊重することを明確に義務付ける方針を定めているか、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、自社の事業活動によって影響を受けるコミュニティの全ての経済的、社会的および文化的権利を尊重することを明確に義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
17	企業とその供給業社は、オープンで透明性のある協議プロセスによって苦情や紛争を解決しなければならない	0	救済へのアクセスに関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 4.2 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD 多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクト、または IFC パフォーマンススタンダード 1（環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理）の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		3	救済へのアクセスに関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業に対し、救済へのアクセスを提供するよう義務づける方針を定めているが、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを明確に義務付けてはいない。	
		7	企業に対し、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、オープンで透明性のある協議プロセスを介した苦情や紛争の解決に取り組むことを義務付ける方針を定めている。	
18	企業とその供給業社は、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランス（不容認）を維持しなければならない	0	土地・環境・人権擁護者に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 4.1 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。
		3	土地・環境・人権擁護者を守るという一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業に対し、土地・環境・人権擁護者を守るよう義務づけているが、ゼロ・トレランスを明確に義務付けていない	
		7	企業に対し、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランスを維持することを明確に義務付ける方針を定めている、またはこの要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、土地・環境・人権擁護者への暴力や（犯罪者としての）不当告発に対するゼロ・トレランスを維持することを明確に義務付ける方針を定めている。	
19	企業とその供給業社	0	強制労働や児童労働に関する方針を定めていな	持続可能なパーム油に関する円卓会議

基準		採点		ガイダンス
	は、強制労働や児童労働に関与してはならない		い。	（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 6.4 および 6.6 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 OECD 多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクト、IFC パフォーマンススタンダード 2（労働者と労働条件）、または「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	強制労働や児童労働に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業に対し、強制労働または児童労働のいずれかを利用しないことを義務付ける方針を定めている。	
		7	企業に対し、強制労働や児童労働を利用しないことを義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給会社に対し、自社の事業やサプライチェーンで強制労働や児童労働を利用しないことを義務付ける方針を定めている。	
20	企業とその供給業社は、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守らなければならない	**0**	結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由に対する権利に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 6.3 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 OECD 多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクト、IFC パフォーマンススタンダード 2（労働者と労働条件）、または「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由に対する権利に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	労働権を尊重するよう企業に義務づけているが、その方針には結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利について明確に言及されていない。	
		7	企業に対し、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守ることをはっきり義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由の権利を守ることをはっきり義務付ける方針を定めている。	

基準		採点		ガイダンス
21	企業とその供給業社は、少なくとも生活賃金を支払わなければならない	0	生活賃金に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 6.5 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		3	生活賃金に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	生活賃金を支払うよう企業に義務付けてているが、生活賃金が標準的な週労働時間で得られる必要があることを明確にしていない。または、その他の例外を設けている。	
		7	標準的な週労働時間以内の労働に対して生活賃金を支払うよう企業に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、標準的な週労働時間以内の労働に対して生活賃金を支払うよう義務付ける方針を定めている。	
22	企業とその供給業社は、労働者の安全と健康を守らなければならない	0	投融資先企業の労働安全衛生に関する方針を定めていない。	Requiring RSPO Certification is eligible for 7 points for Palm oil, because of RSPO criteria 6.7.持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 6.7 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。OECD 多国籍企業行動指針、「職業上の安全及び健康に関する条約」（ILO 第 155 号条約）、または IFC パフォーマンススタンダード 2（労働者と労働条件）の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	労働安全衛生に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	労働安全衛生を確保するよう企業に義務づけているが、労働安全衛生の特定の分野に重点を置いている、あるいは一定の例外を設けている。	
		7	企業に対し、あらゆる面で自社の労働者の安全と健康を守ることを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、あらゆる面で自社の労働者の安全と健康を守ることを明確に義務付ける方針を定めている。	
23	企業とその供給業社は、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別や暴力に対してジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備しなければならない	0	ジェンダーに基づく差別に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 6.1.5 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 企業に「女性のエンパワーメント原則」の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。
		3	ジェンダーに基づく差別に反対する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	ジェンダーに基づく差別を行わないよう企業に義務づけているが、その方針にはあらゆる種類のジェンダーに基づく差別が含まれてはいない。	
		7	企業に対し、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対して、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	

基準		採点		ガイダンス
		10	企業とその直接・間接の供給業社に対し、精神的危害、言葉による嫌がらせ、身体的嫌がらせ、性的嫌がらせや暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別に対して、ジェンダーに配慮したゼロ・トレランス方針を整備することを明確に義務付ける方針を定めている。	
24	金融機関のガバナンス構造に持続可能な目標が組み込まれている	0	持続可能性の目標を定めていない。	持続可能性の目標とリスクが特定の取締役に割り当てられている場合のみ、10 点が付与される。
		3	持続可能性の目標を定めているが、持続可能性の目標がガバナンス構造にどのように組み込まれているかを明確にしていない。	
		5	以下の 3 つの措置のうち、少なくとも 1 つの措置を講じている。戦略的な持続可能性の目標を定めている。持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ねている 。従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。	
		7	以下の 3 つの措置のうち、少なくとも 2 つの措置を講じている。戦略的な持続可能性の目標を定めている。持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ねている 。従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。	
		10	以下の 3 つの措置全てを講じている。すなわち、戦略的な持続可能性目標を定め、持続可能性の目標とリスクを監督する責任を取締役に委ね、かつ従業員の報酬体系に明確な持続可能性の目標とインセンティブを組み込んでいる。	
25	金融機関の ESG リスクに関する方針の実施に係る行動に透明性がある	0	自行の ESG リスク方針がどのように実施されているかを開示していない。	この点で重要な行動は以下の通りである。 ● 森林破壊リスク企業や一般市民に持続可能性への期待を明確に伝える。 ● 信頼性があり、透明性の高い自然生態系モニタリングシステムを利用し、森林破壊リスク企業全社のスクリーニングを定期的に行う。 ● 森林破壊とそれに関連する有害な影響に組織的に関与しており、改善の見込みが低い企業とその直接・間接の供給業社を投融資対象から除外する。 ● 森林破壊リスク企業と協力し、その企業の事業や、その企業が関与しているサプライチェーンによる森林の転換や劣化を禁止する時間制約型の是正措置計画をまとめる。 ● 融資契約書の条項に森林破壊リスク企業との合意事項を正式に記載する。 ● 信頼性のある独立した検証システムを通じ、合意済み行動計画の実施状況を監視する。 ● 持続可能性の実績に連動した融資を用意し、さらなる措置を促す。
		3	ESG リスク方針の実施に関する概要を開示しているが、重要な行動（右の欄を参照）については詳しく述べていない。	
		5	ESG リスク方針の実施に関する説明を開示し、その中で 1～3 つの重要な行動（右の欄を参照）について詳しく述べている。	
		7	ESG リスク方針の実施に関する説明を開示し、その中で少なくとも 4 つの重要な行動（右の欄を参照）について詳しく述べている。	
		10	ESG リスク方針の実施に関する説明を開示し、その中で少なくとも 4 つの重要な行動（右の欄を参照）について詳しく述べており、また、これらの行動が森林破壊リスクセクターの企業にどのような影響を与えるかについての詳細も記している。	

基準		採点		ガイダンス
				● 森林破壊関連の株主決議に対する議決権行使や、行動を拒否する取締役に反対する議決権行使を行う。 ● 森林破壊とその影響を防止、停止、修復するため、同業他機関、NGO、中央政府・地方自治体、その他の利害関係者と集団で行動し、一丸となって企業や政府・地方自治体に呼びかける。
26	金融機関は ESG 方針を取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用している	**0**	ESG 方針を定めていない。	この基準は、金融機関自身の企業グループとは関係がないことに注意すること。この基準の意味は、金融機関の方針を、投融資先企業だけでなく、その親会社、姉妹会社、関連会社などにも適用するということである。
		3	ESG 方針を定めているが、その方針が取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に対してどのような意味を持つかを明示していない。	
		5	ESG 方針のひとつにおいて、その方針が取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用されると述べている。	
		7	自社の全ての ESG 方針が、取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用されると明確に示している。	
		10	自社の全ての ESG 方針が、取引先・投資先企業が属する企業グループ全体に適用されると明確に示しており、かつ「企業グループ」を特定する方法についても明確にしている。	
27	金融機関の森林破壊リスクセクターへの投融資に透明性がある	**0**	投融資のセクター別内訳を公表していない。	
		3	投融資のセクター別内訳を公表しているが、その内訳は森林破壊リスク産品セクターへのエクスポージャーを把握できるほど詳細ではない。	
		5	地域別、規模別、業種別のポートフォリオの内訳を公表しており、その内容は森林破壊リスク産品セクターへのエクスポージャーを把握するのに十分なほど詳細である。	
		7	森林破壊リスク産品セクターで事業を展開している投融資先企業名を公表している。	
		10	森林破壊リスク産品セクターで事業を展開している投融資先企業名を、これらの企業が当該金融機関の ESG 方針をどのように遵守しているかの評価とともに公表している。	
28	金融機関は、融資した AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）に関連する温室効果ガス排出量を開示している	**0**	融資による排出量に関するデータを開示していない。	
		3	融資による排出量に関するデータを開示しているが、農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量について集計した数値を提供していない。	
		5	融資した AFOLU の排出量に関するデータを開示しているが、金融機関がカーボンオフセットを購入したため、開示された排出量は削減されている。	
		7	融資した AFOLU の排出量に関するデータを開示しており、融資した排出量を埋め合わせるためのカーボンオフセットの購入を明確に除外している。	

基準		採点		ガイダンス
		10	融資した AFOLU の排出量に関するデータを開示しており、融資した排出量を埋め合わせるためのカーボンオフセットの購入を明確に除外している。また、金融機関が大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスク産品に関して、AFOLU 排出量はセクター別のデータでさらに細分化されている。	
29	金融機関は、そのポートフォリオ全体にわたり、AFOLU（農業、林業およびその他の土地利用）からの温室効果ガス排出を削減するための目標および信頼性のある移行計画を開示している	0	融資による排出量を削減するための目標も移行計画も開示していない。	
		3	融資による排出量を削減するための目標を開示しているが、農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量について個別化された目標を持っていない。	
		5	融資した農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量を削減するための具体的な目標を開示しているが、この目標を移行計画のなかでさらに詳細化する（短期・中期・長期目標を設定し、手段・行動を明確に記述するなど）までは至っていない。	
		7	融資した農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量を削減するための短期・中期・長期目標を定めた移行計画を開示しているが、以下のいずれかに該当する。この移行計画は、融資による排出量を削減するためにカーボンオフセットに部分的に依存している。スコープ 3 の排出量を対象としていない。金融機関が大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスクセクターについて、セクター毎の具体的な目標を策定していない。	
		10	融資した農業、林業およびその他の土地利用（AFOLU）の排出量を削減するための短期・中期・長期目標を定めた移行計画を開示している。この移行計画は、融資による排出量を削減するためにカーボンオフセットに依存しておらず、スコープ 3 の排出量を対象としており、金融機関が大きなエクスポージャーを有する森林破壊リスクセクターについてセクター毎に具体的な目標を策定している。	
30	金融機関と森林破壊リスク産品セクター企業とのエンゲージメント・取引に透明性がある	0	企業とのエンゲージメント・取引について透明性を欠いている。	森林破壊リスクセクターとは、牛肉、パーム油、紙パルプ、ゴム、大豆、木材である。透明性が求められるのは、本ツールの「融資と投資」タブに示されているように、金融機関が実際に投資を行っているセクターのみである。
		3	企業とのエンゲージメント・取引に関して何らかの情報を提供しているが、これには森林破壊リスクセクターで事業を行っている企業に関する情報は全く含まれていない。	
		5	森林破壊リスクセクターで事業を行う企業 1、2 社とのエンゲージメント・取引について、何らかの情報を提供している。	
		7	森林破壊リスクセクターで事業を行う企業 1、2 社とのエンゲージメント・取引について、詳細情報（企業名、テーマ、実績など）を提供している。	

基準		採点		ガイダンス
		10	森林破壊リスクセクターで事業を行う企業 5 社以上とのエンゲージメント・取引について、詳細情報（企業名、テーマ、実績など）を提供している。	
31	金融機関は、森林破壊リスクセクター企業への投融資に関する透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを整備している	0	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人に対して開かれた苦情処理メカニズムを持っていない、またはそのような苦情処理メカニズムに参加していない。	金融機関内部の苦情処理メカニズムだけでは 5 点以上付与されないことに注意すること。金融機関は、外部の苦情処理メカニズムへ差し向けるべきである。
		3	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人に対して開かれた内部苦情処理メカニズムを持っている。	
		5	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人からの苦情を、OECD の NCP（連絡窓口）といった外部の苦情処理メカニズムへ差し向けている。	
		7	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人からの苦情を、OECD の NCP（連絡窓口）といった外部の苦情処理メカニズムへ差し向けている。また、こうした苦情処理メカニズムを尊重し、誠意を持って協力することを明確に約束している。	
		10	融資先企業の活動によって負の影響を受けたコミュニティや個人からの苦情に対応するための、透明かつ実効的な苦情処理メカニズムを外部に設置している。または、全ての国家主体の苦情処理メカニズムを尊重し、誠意を持って協力することを約束している。	
32	企業とその供給業社は、自社の事業と供給産品の合法性を証明するもの、特に土地取得と土地運営に関するあらゆる現行法規を遵守していることを証明するものを提出しなければならない	0	投融資先企業の事業や供給産品の合法性に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 2.1 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 大豆と牛肉については、ブラジル企業に対し、自社とその直接・間接の供給業者が、農村環境登録証（CAR）に従い事業の所有権を有していること、森林法（Law no.12.651）を遵守していること、ブラジル環境・再生可能天然資源院（IBAMA）の禁輸リストや、奴隷労働に関与していることが判明した企業が掲載されている政府の公式リストに掲載されていないことを示すよう義務付けている場合、大豆と牛肉に関して 10 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		3	投融資先企業の事業や供給産品の合法性に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	投融資先企業の事業や供給産品の合法性に関する方針を定めているが、この方針を企業が遵守しているかについてどのように審査しているかを明確にしていない。	
		7	企業に対し、事業や産品の合法性を証明すること、特に土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規遵守を証明することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の共有業者に対し、事業や産品の合法性を証明すること、特に土地取得や土地運営に関するあらゆる現行法規遵守を証明することを明確に義務付ける方針を定めている。	
33		0	サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する方針を定めていない。	

基準		採点		ガイダンス
	企業とその供給業社は、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティ（原材料の追跡可能性）を確保しなければならない	3	サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
		5	サプライチェーンの透明性とトレーサビリティに関する方針を定めているが、その方針は企業がサプライチェーンを公表することを明確に義務づけてはいない。	
		7	一次サプライチェーンを公開し、直接的供給業社の農場、大規模農園・植林地（プランテーション）、または土地に根ざした事業の完全なトレーサビリティを確保することを企業に明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	サプライチェーンの全容を公開し、直接・間接の供給業社の農場、大規模農園・植林地（プランテーション）、または土地に根ざした事業の完全なトレーサビリティを確保することを企業に明確に義務付ける方針を定めている。また、購入、加工、販売する森林破壊リスク産品を、（間接的）供給業社の特定の事業に遡って公に追跡できるようにすることを企業に義務付けている。	
34	企業とその供給業社は、自社の管理下にある全ての事業管理地や農場の地理的位置を示した地図を公表しなければならない	0	事業管理地の地図に関する方針を定めていない。	森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、パーム油に関して 7 点が付与される。
		3	事業管理地の透明性に関して一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業に事業管理地の地図の公表を推奨しているが、明確に義務づけてはいない、または子会社や直接・間接の供給業社は例外としている。	
		7	企業に対し、自社および子会社の管理下にある全ての事業管理地と農場の地理的位置を示した地図の公表を明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、自社および子会社の管理下にある全ての事業管理地と農場の地理的位置を示した地図の公表を明確に義務付ける方針を定めている。	
35	企業は、全ての事業に関して社会・環境影響評価を公表しなければならない	0	影響評価に関する方針を定めていない。	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 3.4 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。 「生物多様性を組み入れた環境影響評価のための CBD 自主ガイドライン」または IFC パフォーマンススタンダード 1（環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理）の尊重を企業に義務付けている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		3	環境・社会影響評価に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	企業が新規事業を開始する際や事業拡大を行う際には、環境・社会影響評価を行うことを求める方針を定めているが、評価結果の公表を企業に義務付けていない。	
		7	企業に対し、その全事業に関して環境・社会影響評価を公表することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	

基準		採点		ガイダンス
		10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、その全事業に関して環境・社会影響評価を公表することを明確に義務付ける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務付けている。	森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証を義務づけている場合、大豆に関して 7 点が付与される。
36	企業とその供給業社は、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与してはならない	0	汚職・賄賂に関する方針を定めていない、または投融資先企業が汚職・賄賂に関する方針の適用対象となっていない。	OECD 多国籍企業行動指針、国連グローバルコンパクト、または国連腐敗防止条約の尊重を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。 森林管理協議会（FSC）認証を義務づけている場合、木材および紙パルプに関して 7 点が付与される。 持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証を義務づけている場合、RSPO 基準 1.2 のため、パーム油に関して 7 点が付与される。
		3	投融資先企業の汚職・賄賂に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	投融資先企業の汚職・賄賂に関する方針を定めているが、この方針は、当該金融機関が汚職・贈収賄や金融犯罪に関連するいかなる金融取引にも関与したくないということを述べているのみである。	
		7	企業に対し、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与しないことを確保する明確な汚職防止方針の実施を明確に義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務づけている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、汚職、贈収賄、金融犯罪に関与しないことを確保する明確な汚職防止方針の実施を明確に義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務づけている。	
37	企業とその供給業社は、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守しなければならず、また、租税回避のみを目的として国際的な企業構造を構築してはならない	0	税務方針を定めていない、または投融資先企業の税務上の行動が税務方針の適用対象となっていない。	OECD 多国籍企業行動指針の尊重を企業に義務づけている場合、全産品に関して 7 点が付与される。
		3	脱税や租税回避に関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	
		5	投融資先企業の税務上の行動に関する方針を定めているが、この方針は租税回避を適用対象としていないか、または当該金融機関が租税回避や脱税を目的とする金融取引に関与したくないと述べているのみである。	
		7	企業に対し、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守することを明確に義務づける方針を定めている。または、この要件が盛り込まれている国際基準を遵守することを義務づけている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、事業を展開している国の税法規の文言と精神を遵守することを明確に義務づける方針を定めている。	
38	企業とその供給業社は、自社の企業グループ構造と国別データを公表しなければならない	0	企業グループ構造や国別のデータの公表を投融資先企業に義務づけていない。	
		3	国別データに関する一般的な誓約を発表しているが、その方針は企業に何を求めているかをあまり具体的に示していない。	

基準		採点		ガイダンス
		5	企業グループ構造または国別のデータの公表を投融資先企業に義務づける方針を定めているが、両方の公開は義務づけていない、あるいは必要なデータについてあまり具体的に示していない。	
		7	企業に対し、企業グループ構造または国別のデータの公表を明確に義務づけ 、どのデータを公表すべきかを具体的に記した方針を定めている。	
		10	企業とその直接・間接の供給業者に対し、企業グループ構造または国別のデータの公表を明確に義務づけ 、どのデータを公表すべきかを具体的に記した方針を定めている。	

7 簡易チェックリスト

表 42 は、金融機関の方針に融資・投資の前提条件として含まれている場合に、1 つまたは複数の産品に関して 7 点が付与される認証制度や国際基準を示す簡易チェックリストである。

表 42：7 点付与の対象となる認証制度・国際基準の簡易チェックリスト

基準	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）*	責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS)	森林管理協議会（FSC）**	IFC パフォーマンススタンダード	森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）
1	パーム油	大豆		全産品	全産品
2	パーム油	大豆		全産品	全産品
3	パーム油				全産品
4	パーム油		紙パルプ、木材	全産品	
5	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	全産品
6	パーム油				全産品
7	パーム油	大豆	紙パルプ、木材		
8	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	
9	パーム油		紙パルプ、木材	全産品	
10	パーム油		紙パルプ、木材	全産品	
11	パーム油				
12	パーム油				
13	パーム油		紙パルプ、木材	全産品	
14	パーム油	大豆			
15	パーム油			全産品	全産品
16	パーム油		紙パルプ、木材		
17	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	

基準	持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）*	責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS)	森林管理協議会（FSC）**	IFC パフォーマンススタンダード	森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止（NDPE）
18	パーム油				
19	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	
20	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	
21	パーム油		紙パルプ、木材		
22	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	
23	パーム油		紙パルプ、木材		
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32	パーム油	大豆	紙パルプ、木材		
33		大豆	紙パルプ、木材		
34	パーム油		紙パルプ、木材		
35	パーム油	大豆	紙パルプ、木材	全産品	
36	パーム油		紙パルプ、木材		
37					
38					

* 金融機関が RSPO または ISPO の認証を義務づける場合、本欄に記載された同じ基準に関して 5 点が付与される。ISPO 認証のみを義務づける場合は得点なし。

** 金融機関が FSC または PEFC 認証を義務づける場合、本欄に記載された同じ基準に関して 5 点が付与される。ISPO 認証のみを義務づける場合は得点なし。

参考文献

1 「森林と金融」金融機関の方針評価まとめ(2018 年): https://forestsandfinance.org/wp-content/uploads/2021/01/金融機関の方針評価まとめ-2018 年.pdf（閲覧日：2023 年 4 月）

2 Laplane, J., L. van Loenen and J.W. van Gelder (2023, February), "Fair Finance Guide International Methodology 2023", Amsterdam, The Netherlands: Profundo, online: https://fairfinanceguide.org/media/498182/ffgi-policy-assessment-methodology-2023-ffi_final.pdf, viewed in April 2023.

3 Convention on Biological Diversity (n.d.), "The Convention - List of Parties", online: www.cbd.int/information/parties.shtml, viewed in April 2023.

4 United Nations (1982), "United Nations Convention on the Law of the Sea", online: https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf, viewed in April 2023.

5 Ramsar Convention on Wetlands (n.d), "Home", online: https://www.ramsar.org/, viewed in April 2023.

6 United Nations (n.d.), "15 - Life on Land", online: https://www.globalgoals.org/15-life-on-land, viewed in April 2023.

7 International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, viewed in April 2023.

8 CDP and Accountability Framework initiative (2020, November), "Disclosure for a deforestation-free supply chain: An Accountability Framework baseline for 2020 and beyond", p. 13, online: https://accountability-framework.org/wp-content/uploads/2020/11/Disclosure_For_Deforestation_Free_Supply_Chain_AFi_CDP_2020-11.pdf

9 European Parliament (2023, April 19), "Parliament adopts new law to fight global deforestation", online: https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230414IPR80129/parliament-adopts-new-law-to-fight-global-deforestation, viewed in April 2023.

10 European Commission (2021, November 17), "Proposal for a regulation on deforestation-free products", online: https://environment.ec.europa.eu/publications/proposal-regulation-deforestation-free-products_en, viewed in April 2023.

11 Goodman, L.K. and K. Mulik (2015), "Clearing the Air, Palm Oil, Peat Destruction and Air Pollution", Cambridge, The United States: Union of Concerned Scientists, online: https://www.ucsusa.org/resources/clearing-air, viewed in April 2023;

Turetsky, M. R. and others (2015), "Global vulnerability of peatlands to fire and carbon loss", Nature Geoscience 8: p. 11-14;

Climate Progress (2015), "For Peat's Sake: Drying and Burning Wetlands Amplify Global Warming", online: https://archive.thinkprogress.org/for-peats-sake-drying-and-burning-wetlands-amplify-global-warming-8c03f190a086/, viewed in April 2023;

International Peatland Society (2008), "Peatlands and Climate Change – Executive Summary for Policymakers", Finland: International Peatland Society.

12 Ramsar Convention on Wetlands (n.d), "Home", online: https://www.ramsar.org/, viewed in April 2023.

13 HCS Approach (n.d.), "What is the High Carbon Stock Approach?", online: https://highcarbonstock.org/what-is-the-high-carbon-stock-approach/, viewed in April 2023.

14 Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: https://www.forest-trends.org/publications/impacts-of-supply-chain-commitments-on-the-forest-frontier/, viewed in April 2023.

15 HCS Approach (n.d.), "What is the High Carbon Stock Approach?", online: https://highcarbonstock.org/what-is-the-high-carbon-stock-approach/, viewed in April 2023.

16 Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: https://www.forest-trends.org/publications/impacts-of-supply-chain-commitments-on-the-forest-frontier/, viewed in April 2023.

17 UNESCO (1972, November 21), "Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage", online: http://whc.unesco.org/?cid=175, viewed in April 2023.

18 Ramsar Convention on Wetlands (n.d), “Home”, online: https://www.ramsar.org/, viewed in April 2023.

19 IUCN (2013, November 5), “Guidelines for applying protected area management categories”, online: https://www.iucn.org/content/guidelines-applying-protected-area-management-categories-0, viewed in April 2023.

20 Protected Planet (n.d.), “World Database of Protected Areas”, online: https://www.protectedplanet.net/en/thematic-areas/wdpa?tab=WDPA, viewed in April 2023.

21 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, viewed in April 2023.

22 HCV Network (n.d.), “We protect people and nature”, online: www.hcvnetwork.org, viewed in April 2023.

23 Convention on Biological Diversity (n.d.), “The Convention - List of Parties”, online: www.cbd.int/information/parties.shtml, viewed in April 2023.

24 United Nations (1982), “United Nations Convention on the Law of the Sea”, online: https://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf, viewed in April 2023.

25 Ramsar Convention on Wetlands (n.d), “Home”, online: https://www.ramsar.org/, viewed in April 2023.

26 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, viewed in April 2023.

27 FERN (2017), “Tackling deforestation and forest degradation: a case for EU action in 2017”, Brussels, Belgium: FERN, online: https://www.fern.org/publications-insight/tackling-deforestation-and-forest-degradation-a-case-for-eu-action-240/, viewed in April 2023

Goodman, L.K. and K. Mulik (2015), “Clearing the Air, Palm Oil, Peat Destruction and Air Pollution”, Cambridge, The United States: Union of Concerned Scientists, online: https://www.ucsusa.org/resources/clearing-air, viewed in April 2023

28 United Nations (2014), “International Decade for Action ‘Water for Life’ 2005 – 2015”, online: www.un.org/waterforlifedecade/scarcity.shtml, viewed in April 2023.

29 Londoño, E. (2017, December 23), “Brazil Wavers on Environment, and Earth’s Largest Wetland Starts to Wither”, *The New York Times*, online: https://www.nytimes.com/2017/12/23/world/americas/brazil-pantanal-wetlands-michel-temer.html, viewed in April 2023.

30 CEO Water Mandate (n.d.), “Join our Water Resilience Coalition”, https://ceowatermandate.org/, viewed in April 2023.

31 Morrison, J., P. Schulte and R. Schenck (2010, March), “Corporate Water Accounting - An Analysis of Methods and Tools for Measuring Water Use and Its Impacts”, UNEP & UN Global Compact, online: https://pacinst.org/wp-content/uploads/sites/21/2013/02/corporate_water_accounting_analysis3.pdf, viewed in April 2023.

32 IUCN (n.d.), “The IUCN Red List of Threatened Species”, online: https://www.iucnredlist.org/, viewed in April 2023.

33 CITES (n.d.), “Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)”, online: cites.org/, viewed in April 2023.

34 CMS (n.d.), “Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals”, online: cms.int/, viewed in April 2023.

35 United Nations (1992, June), UN Convention on Biological Diversity, New York, United States: United Nations, p. 6, online: https://treaties.un.org/doc/Treaties/1992/06/19920605%2008-44%20PM/Ch_XXVII_08p.pdf, viewed in April 2023.

36 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, viewed in April 2023.

37 Convention on Biological Diversity (n.d.), “The Convention - List of Parties”, online: www.cbd.int/information/parties.shtml, viewed in April 2023.

38 Convention on Biological Diversity (n.d.), “The Cartagena Protocol on Biosafety”, online: http://bch.cbd.int/protocol, viewed in April 2023.

39 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 6 - Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps6, viewed in April 2023.

40 FAO (2016), “Pollinators vital to our food supply under threat”, online: www.fao.org/news/story/en/item/384726/icode/, viewed in April 2023.

41 Nature News (2017) “Controversial pesticides found in honey samples from six continents”, online: www.nature.com/news/controversial-pesticides-found-in-honey-samples-from-six-continents-1.22762, viewed in April 2023;

Woodcock, B.A. and others (2017, June 30), “Country-specific effects of neonicotonoid pesticides on honey bees and wild bees”, Science, 356 (6345): pp. 1393-1395, online: https://www.science.org/doi/10.1126/science.aaa1190, viewed in April 2023

42 FAO (2002, November), “International Code of Conduct on the Distribution and Use of Pesticides”, online: http://www.fao.org/3/Y4544E/Y4544E00.htm, viewed in April 2023.

43 Stockholm Convention (n.d.), “The new POPs under the Stockholm Convention”, online http://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/TheNewPOPs/tabid/2511/Default.aspx, viewed in April 2023.

44 Rotterdam Convention (n.d.), “Home”, online: http://www.pic.int/Home/tabid/855/language/en-US/Default.aspx, viewed in April 2023.

45 World Health Organization (2006, June 28), “WHO Recommended Classification of Pesticides by Hazard”, online: https://www.who.int/publications/i/item/9789240005662, viewed in April 2023.

46 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 3 - Resource Efficiency and Pollution Prevention”, p. 26, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps3, viewed in April 2023.

47 UN Environment (2017, 14 December), “UN Environment Assembly moves to curb pollution from extractive industries”, online: www.unenvironment.org/news-and-stories/story/un-environment-assembly-moves-curb-pollution-extractive-industries, viewed in November 2022.

48 UNFCCC (n.d.), “Land Use, Land-Use Change and Forestry (LULUCF)”, online: https://unfccc.int/topics/land-use/workstreams/land-use--land-use-change-and-forestry-lulucf

49 Nabuurs, G.J. and R. Mrabet (2022, April), “IPCC Sixth Assessment Report - Working Group III - Chapter 7: Agriculture, Forestry and Other Land Uses (AFOLU)”, Geneva, Switzerland: IPCC, online: https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC_AR6_WGIII_Chapter_07.pdf, viewed in April 2023.

50 GHG Protocol, “Home”, online: http://www.ghgprotocol.org/, viewed in April 2023.

51 EPRG Race to Zero (2022, June), *Interpretation Guide Race to Zero Expert Peer Review Group Version 2.0*.

52 The United Nation's High-Level Expert Group (2022), *Integrity Matters: Net Zero Commitments by Businesses, Financial Institutions, Cities and Regions*, p. 21.

53 The United Nation's High-Level Expert Group (2022), *Integrity Matters: Net Zero Commitments by Businesses, Financial Institutions, Cities and Regions*, p. 16.

54 United Nations (2007, September 13), “Declaration on the Rights of Indigenous People”, New York City, the United States: United Nations, online: https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2018/11/UNDRIP_E_web.pdf, viewed in April 2023.

55 ILO (1989), “C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)”, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C169, viewed in April 2023.

56 FAO (2012), “Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security”, Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations, p. 14, online: http://www.fao.org/3/I8749EN/i8749en.pdf, viewed in April 2023.

57 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 7 - Indigenous Peoples”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-

ifc/policies-standards/performance-standards/ps7, viewed in April 2023.

58 Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: https://www.forest-trends.org/publications/impacts-of-supply-chain-commitments-on-the-forest-frontier/, viewed in April 2023.

59 Ruggie, J. (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework,* New York, the United States: United Nations Human Rights Council, A/HRC/17/31, p. 13, online: https://www.business-humanrights.org/sites/default/files/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf, viewed in April 2023.

60 OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

61 Equator Principles (n.d.), "The Equator Principles (EPs)", online: https://equator-principles.com/, viewed in April 2023.

62 United Nations (1948, December), *Universal Declaration of Human Rights, United Nations General Assembly resolution 217 A (III), article 23,* New York, the United States: United Nations, online: https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A_RES_217(III).pdf, viewed in April 2023.

63 United Nations (1966, December), "International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights", New York, the United States: United Nations, online: https://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CESCR.aspx, viewed in April 2023.

64 Ruggie, J. (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework,* New York, the United States: United Nations Human Rights Council, A/HRC/17/31, p. 13, online: https://www.business-humanrights.org/sites/default/files/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf, viewed in April 2023.

65 Ruggie, J. (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework,* New York, the United States: United Nations Human Rights Council, A/HRC/17/31, p.31-35, online: https://www.business-humanrights.org/sites/default/files/media/documents/ruggie/ruggie-guiding-principles-21-mar-2011.pdf, viewed in April 2023.

66 OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

67 Equator Principles (n.d.), "The Equator Principles (EPs)", online: https://equator-principles.com/, viewed in April 2023.

68 United Nations (1998), "Declaration on Human Rights Defenders", New York, the United States: United Nations, online: https://www.ohchr.org/en/issues/srhrdefenders/pages/declaration.aspx, viewed in April 2023.

69 Zero Tolerance Initiative (2019, November), "Geneva Declaration", online: https://3f24981b-c8f8-4fbe-af3c-265866c85eaf.filesusr.com/ugd/d6f494_a0e74da310a440b38bdd66d70453756f.pdf, viewed in April 2023.

70 Secretaria Especial de Previdência e Trabalho (2020, July 24), "Combate ao Trabalho em Condições Análogas às de Escravo", online: https://www.gov.br/trabalho-e-previdencia/pt-br/composicao/orgaos-especificos/secretaria-de-trabalho/inspecao/areas-de-atuacao/combate-ao-trabalho-escravo-e-analogo-ao-de-escravo, viewed in April 2023.

71 David, F., K. Bryant and J. Joudo Larsen (2019, July 26), "Migrants and their vulnerability to human trafficking, modern slavery and forced labour", International Organization for Migration, Geneva - Switzerland online: https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/migrants_and_their_vulnerability.pdf, viewed in April 2023.

72 International Labour Organisation (n.d.), "Conventions and Recommendations", online: https://www.ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

73 International Labour Organization (1998, June 18), "ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up", online: https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

74 International Labour Organization (1930*), Forced Labour Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online:

https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C029, viewed in April 2023.

International Labour Organization (1957), *Abolition of Forced Labour Convention,* Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C105, viewed in April 2023.

75 International Labour Organization (1973), *Minimum Age Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=normlexpub:12100:0::no::P12100_ilo_code:C138, viewed in April 2023.

International Labour Organization (1999), *Worst Forms of Child Labour Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C182, viewed in April 2023

76 OECD (2011), *OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition*, online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

77 International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in April 2023.

78 UN Global Compact (n.d.), "Homepage", online: https://www.unglobalcompact.org/, viewed in July 2020.

79 International Labour Organisation (n.d.), "Conventions and Recommendations", online: https://www.ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

80 International Labour Organization (1998, June 18), "ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up", online: https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

81 International Labour Organization (1948*), Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:312232, viewed in April 2023.;

International Labour Organization (1949), *Right to Organise and Collective Bargaining Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C098, viewed in April 2023.

82 International Labour Organization (1958), *Discrimination (Employment and Occupation) Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_Ilo_Code:C111, viewed in April 2023.

International Labour Organization (1951), *Equal Remuneration Convention*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C100, viewed in April 2023.

83 OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

84 International Finance Corporation (2012), "Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions", online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in April 2023.

85 UN Global Compact (n.d.), "Homepage", online: https://www.unglobalcompact.org/, viewed in April 2023.

86 Anker, R (2005), *A new methodology for estimating internationally comparable poverty lines and living wage rates*, Geneva, Switzerland: ILO, online: https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---integration/documents/publication/wcms_079165.pdf, viewed in April 2023.

87 International Labour Organization (2023, March), "Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy (MNE Declaration)", online: https://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_094386/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

88 International Labour Organization (2022), "ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization", online: https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/mission-and-objectives/WCMS_099766/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

89 United Nations (1948, December), *Universal Declaration of Human Rights, United Nations General Assembly resolution 217 A (III), article 23,* New York, the United States: United Nations, online:

https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A_RES_217(III).pdf, viewed in April 2023.

90 OECD (2011), “OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition”, online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

91 International Labour Organization (1998, June 18), “ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up”, online: https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

92 International Labour Organisation (n.d.), “Conventions and Recommendations”, online: https://www.ilo.org/global/standards/introduction-to-international-labour-standards/conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

93 International Labour Organisation (1981), Occupational Safety and Health Convention, Geneva, Switzerland: ILO;

International Labour Organisation (2006), Promotional Framework for Occupational Safety and Health Convention, Geneva, Switzerland: ILO.

94 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in April 2023.

95 UN WOMEN (1979), "Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women", online: https://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CEDAW.aspx, Article 1, viewed in April 2023.

96 ILO (n.d.), “Gender equality”, online: www.ilo.org/global/topics/equality-and-discrimination/gender-equality/lang--en/index.htm, viewed in April 2023.

97 UN Women (n.d.), “Beijing Declaration and Platform for Action, Beijing +5 Political Declaration and Outcome”, online: https://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2015/01/beijing-declaration, viewed in April 2023.

98 International Finance Corporation (2012), “Performance Standard 2 - Labor and Working Conditions”, online: https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/performance-standards/ps2, viewed in April 2023.

99 Van Gelder, J.W. and others (2020, August 27), “Funding destruction of the Amazon and the Cerrado-savannah - A Fair Finance Guide Netherlands case study on deforestation risks in soy and beef supply chains”, Eerlijke Geldwijzer, online: https://eerlijkegeldwijzer.nl/media/496074/2020-08-praktijkonderzoek-amazone.pdf, viewed in September 2020.

100 Global Reporting Initiative (2022, April), “GRI Universal Standards 2021 - Frequently Asked Questions (FAQs)”, online: https://www.globalreporting.org/media/zauil2g3/public-faqs-universal-standards.pdf, viewed in April 2023.

101 UNFCCC (n.d.), “Land Use, Land-Use Change and Forestry (LULUCF)”, online: https://unfccc.int/topics/land-use/workstreams/land-use--land-use-change-and-forestry-lulucf

102 Nabuurs, G.J. and R. Mrabet (2022, April), “IPCC Sixth Assessment Report - Working Group III - Chapter 7: Agriculture, Forestry and Other Land Uses (AFOLU)”, Geneva, Switzerland: IPCC, online: https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC_AR6_WGIII_Chapter_07.pdf, viewed in April 2023.

103 GHG Protocol, “Home”, online: http://www.ghgprotocol.org/, viewed in April 2023.

104 TCFD (2017, June), *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*, Basel, Switzerland: Financial Stability Board, online: https://www.fsb-tcfd.org/publications/final-recommendations-report/, viewed in April 2023.

105 PCAF (2022), *The Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry*, online: https://carbonaccountingfinancials.com/en/standard, viewed in April 2023.

106 2° Investing Initiative, “Paris Agreement Capital Transition Assessment (PACTA)”, online: https://2degrees-investing.org/resource/pacta/, viewed in April 2023.

107 EPRG Race to Zero (2022, June), *Interpretation Guide Race to Zero Expert Peer Review Group Version 2.0*.

108 UN Race to Zero, 2022, https://climatechampions.unfccc.int/wp-content/uploads/2022/06/Race-to-Zero-Criteria-3.0-4.pdf

109 The United Nation's High-Level Expert Group (2022), *Integrity Matters: Net Zero Commitments by Businesses, Financial Institutions, Cities and Regions*, p. 21.

110 The United Nation's High-Level Expert Group (2022), *Integrity Matters: Net Zero Commitments by Businesses, Financial Institutions, Cities and Regions*, p. 16.

111 Global Reporting Initiative

112 Global Reporting Initiative (2022, April), "GRI Universal Standards 2021 - Frequently Asked Questions (FAQs)", online: https://www.globalreporting.org/media/zauil2g3/public-faqs-universal-standards.pdf, viewed in April 2023.

113 OECD (2017), *Responsible business conduct for institutional investors: Key considerations for due diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, p. 43, online: https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf, viewed in April 2023.

114 UN OHCHR (2017, June 12), *Office of the High Commissioner for Human Rights response to request from BankTrack for advice regarding the application of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights in the context of the banking sector,* Geneve, Switzerland: Office of the High Commissioner for Human Rights, p. 13-16, online: https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/InterpretationGuidingPrinciples.pdf, viewed in April 2023.

115 Dutch Ministry of Foreign Affairs (n.d.), "OECD Guidelines for responsible business conduct", online: https://www.oecdguidelines.nl/ncp, viewed in April 2023;

OECD (n.d.), "National Contact Points for the OECD Guidelines for Multinational Enterprises ", online: http://www.oecd.org/investment/mne/ncps.htm, viewed in April 2023.

116 Secretaria Especial de Previdência e Trabalho (2020, July 24), "Combate ao Trabalho em Condições Análogas às de Escravo", online: https://www.gov.br/trabalho-e-previdencia/pt-br/composicao/orgaos-especificos/secretaria-de-trabalho/inspecao/areas-de-atuacao/combate-ao-trabalho-escravo-e-analogo-ao-de-escravo, viewed in April 2023.

117 European Commission (n.d.), "Illegal logging", online: https://environment.ec.europa.eu/topics/forests/deforestation/illegal-logging_en, viewed in April 2023.

118 US Department of Agriculture (n.d.), "Lacey Act", online: https://www.aphis.usda.gov/publications/plant_health/fsc-lacey-act.pdf, viewed in April 2023.

119 European Commission (n.d.), "What does the law say?", online: https://ec.europa.eu/environment/eutr2013/what-does-the-law-say/index_en.htm, viewed in April 2023.

120 Chagas, T. and others (2018, June 26), "Impacts of Supply Chain Commitments on the Forest Frontier", Tropical Forest Alliance 2020, p. 18, online: https://www.forest-trends.org/publications/impacts-of-supply-chain-commitments-on-the-forest-frontier/, viewed in April 2023.

121 Slootweg, R. and others (2006, April), "Biodiversity in EIA and SEA - Voluntary Guidelines on Biodiversity-Inclusive Impact Assessments", Convention on Biological Diversity, online: https://www.cbd.int/doc/publications/imp-bio-eia-and-sea.pdf, viewed in April 2023.

122 Convention on Biological Diversity (n.d.), "Akwé: Kon guidelines", online: https://www.cbd.int/traditional/guidelines.shtml, viewed in April 2023.

123 GRI (2021, September), A Short Introduction to the GRI Standards, Amsterdam; the Netherlands.

124 GRI (2016), "Topic Standard Project for Biodiversity, online: https://www.globalreporting.org/standards/standards-development/topic-standard-project-for-biodiversity/, viewed in April 2023.

125 Transparency International (n.d.), "What is corruption?", online: https://www.transparency.org/what-is-corruption, viewed in April 2023.

126 UNDODC (n.d.), "United Nations Convention against Corruption", online: https://www.unodc.org/unodc/en/corruption/uncac.html, viewed in April 2023.

127 OECD (n.d.), "OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions", online: http://www.oecd.org/corruption/oecdantibriberyconvention.htm, viewed in April 2023.

128 OECD (2011), "OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition", online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

129 UN Global Compact (n.d.), "Homepage", online: https://www.unglobalcompact.org/, viewed in April 2023.

130 United Nations (n.d.), "Sustainable Development Goal 16", online: https://sustainabledevelopment.un.org/sdg16, viewed in April 2023.

131 IMF (2014), "IMF Policy Paper - Spillovers in International Corporate Taxation", Washington D.C., United States:

International Monetary Fund, online: https://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/050914.pdf, viewed in April 2023.

132 OECD (n.d.), “What is BEPS?”, online: https://www.oecd.org/tax/beps/about/, viewed in April 2023.

133 OECD (2011), “OECD Guidelines for Multinational Enterprises - 2011 Edition”, online: http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf, viewed in April 2023.

134 Karananou, A. and A. Guha (2015), “Engagement Guidance on Corporate Tax Responsibility: Why and how to engage with your investee companies”, Paris, France: PRI Association, p. 7, online: https://www.unpri.org/download?ac=5601, viewed in April 2023

135 European Commission (2016, April 14), “Proposal for a directive on corporate tax transparency (country-by-country reporting)”, online: https://ec.europa.eu/info/publications/proposal-directive-corporate-tax-transparency-country-country-reporting_en, viewed in April 2023.

136 GRI (2019), “GRI 207: Tax 2019”, Global Reporting Initiative, Amsterdam: the Netherlands, p. 12, online: https://www.globalreporting.org/standards/media/2482/gri-207-tax-2019.pdf, viewed in April 2023.